

文部科学省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

文部科学省「事業評価書 - 平成16年度新規・拡充事業、継続事業及び平成14年度達成年度到来事業 - 」における87件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価(29件)を除いた計58件の政策評価(事前評価40件(新規・拡充事業)及び事後評価18件(継続事業12件及び達成年度到来事業6件))(注)

(注) 研究開発を対象とした評価については、別途整理する予定である。

2 事前の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている(基本方針 - 4 - ア)。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果

を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものであるのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。

費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 - 4 - ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。

また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

（2）審査の結果

文部科学省の基本計画では、「事前評価の実施に関する事項」の中で、「事前評価

については、概算要求等に先立ち、新たな事業あるいは事業の拡充を企画立案するに当たって、社会的影響の大きいもの又は予算規模の多額なものについて、事業評価方式により行う」とされており、これを受けて実施計画では、「平成 16 年度予算において新規の開始あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きいもの」を事前評価の対象とする政策としている。

また、文部科学省の事業評価の評価書には、評価を行う時期を「達成年度」として記述することとされており、過去に事前評価を実施した事業であって達成年度が到来したものについて事後的な検証を行うこととしている。

なお、必要性の観点からの評価については、評価書において法律の条文や閣議決定等における取り上げ方を紹介する等により、より上位の行政目的や、国民や社会のニーズに照らした妥当性、行政関与の在り方からみた必要性等の分析による説明が行われている。

文部科学省が行った 40 件の政策に関する事前評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 政策評価審査表（事前評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策（事業）	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
1	専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業	産業界とのタイアップにより専修学校を活用したフリーター等の能力向上を図る事業への支援					
2	地域子ども教室推進事業	市町村が実施する子どもたちの放課後や週末における様々な体験活動や地域交流活動等への支援・助成			比較		
3	教育用コンテンツの活用・促進事業	各種の教育用コンテンツを活用した授業に関する実践研究の実施とその成果の蓄積・公開 優れた教育用コンテンツの奨励及び普及・促進 優れたインターネット活用教育の実践事例の顕彰 民間放送局の教育番組の企画・制作・放送通信の実施と、多様なメディアでの活用、番組内容についての調査研究等			比較		
4	社会教育活性化 21 世紀プラン	自治体が行う社会教育施設を中核とした新たなサービス構築に関するモデル事業の実施及び先駆的取組の全国への普及	(モデル事業)				
5	女性のキャリア形成支援プラン	女性のキャリア形成を支援するためのモデル事業	(モデル事業)				
6	子育て学習の全国展開や相談体制の充実	子育て学習の全国展開や子育て支援ネットワークの充実（子育てサポーターの配置等）への支援・助成					

整理番号	政策(事業)	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特性	効率性に関する情報
				推論	その他		
7	学力向上アクションプランの推進	退職教員等を「学力向上支援員」として学校に導入し、教員との協力による個に応じた指導、児童生徒への補充学習、学習方法等の支援・相談に応じる委嘱事業 スーパーサイエンスハイスクール(理科・数学教育を重点実施)の指定による理数科重点のカリキュラムの開発等に関する調査研究 スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール(英語教育を重点実施)の指定による英語教育重視のカリキュラムの開発等の実践研究	(モデル事業)				
8	学校図書館資源共有ネットワーク推進事業	データベースやネットワークを活用した蔵書の共同利用化の促進、教育実践の収集・普及、公共図書館と連携した教育活動等の支援を行う学校図書館支援センター機能の調査研究 調査研究の成果(蔵書の共同利用化、教育実践の共有化の取組)の全国への普及					
9	道徳教育の充実のための教員養成学部等との連携	都道府県・指定都市教育委員会と大学の教員養成学部との連携による道徳教育の充実のための課題に焦点を当てた研究					
10	キャリア教育推進事業	キャリア教育の推進方策に関する調査研究 関係府省、経済団体、学校関係者、PTA等を構成員とするインターシップ連絡協議会の開催 教員、保護者、企業関係者を対象とするキャリア教育推進フォーラムの開催 小中高等学校を通じ一貫した指導内容・指導方法の開発等に関する実践研究 専門高校のデュアル教育のモデル校指定による実践研究	(モデル事業)				
11	スクールカウンセラー活用事業補助	スクールカウンセラーの公立中学校への配置に対する支援・助成			比較 実験		
12	スクーリング・サポート・ネットワーク(SSN)	不登校児童の早期発見・早期対応等の支援のため教員や指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機能(スクーリング・サポート・センター)を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの整備に対する支援	(モデル事業)				
13	問題行動に対する地域における行動連携推進事業	問題行動を起こす児童生徒に対応するための地域ぐるみの支援システムづくり(学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化など)への支援 不登校児童生徒に対応するための学校外での支援の場や機能の在り方に関する調査研究	(モデル事業)				

整理番号	政策(事業)	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特性	効率性に関する情報
				推論	その他		
14	「親と子どもの育ちの場」推進事業	土日、夏休み等の休業期間における新しいタイプの預かり保育活動を実施するための委託事業					
15	子どもと親の相談員の配置	公立小学校に「子どもと親の相談員」の配置による不登校や問題行動への対応の在り方等に関する調査研究					
16	公立小中学校施設の耐震化	昭和56年以前に建築された公立小中学校の建物の耐震補強・改築等への補助事業					
17	世界的研究教育拠点形成のための重点的支援 - 21世紀COEプログラム -	研究面でポテンシャルの高い研究教育拠点(大学院博士課程レベル)に対し、高度な人材育成機能も加味した重点支援を行う事業					
18	特色ある大学教育支援等プログラム	大学教育の改善に関する特色ある優れた取組を選定し、支援を行う					
19	法科大学院等専門職大学院の形成支援	法科大学院をはじめとする各種専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等への財政支援					
20	奨学金事業	経済的理由により修学に困難がある学生等に奨学金を貸与			比較		
21	教育研究の質の向上支援等私学助成の充実	私立学校の経常的経費及び施設・設備の整備への補助			比較		
22	生涯スポーツ社会の実現	総合型スポーツクラブの育成への支援 広域スポーツセンターの活動を支援	(モデル事業)		比較		
23	ニッポン復活プロジェクト	スポーツ振興基本計画に基づく選手強化活動に対する支援	(モデル事業を含む。)		比較		
24	子どもの体力向上のための総合的な方策	全国的な普及啓発活動(体力向上キャンペーン) スポーツ・健康手帳の作成・配布 学校・地域・家庭で子どもたちが体を動かす機会・場・仲間を確保するための環境整備の取組 地域における先進的な実践・評価	(モデル事業)				
25	学校・地域保健連携推進事業	教育委員会と地域保健機関等が連携協力し、学校の要請により各診療科の医師を派遣するモデル事業	(モデル事業)		比較		
26	性教育の実践調査研究	性教育の効果的な進め方に関する調査研究 性教育の効果的な指導方法等に関する実践的な調査研究			比較		
27	アレルギー疾患に関する調査研究	アレルギーの実態調査結果の分析・研究による今後の対策の検討 児童生徒における各種アレルギーの罹患状況についての調査			比較		
28	学校安全及び心のケアの充実(子ども安全プロジェクト)	「子ども安心プロジェクト」による各種事業(防犯教室の推進、防犯指導者用参考資料の作成・配布、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業、学校安全推進フォーラム、学校・地域保健連携推進事業)	(モデル事業)		比較		

整理番号	政策(事業)	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特性	効率性に関する情報
				推論	推論		
29	食生活に関する教育研究事業 学校を中心とした食育推進事業	食生活に関する教育研究及び普及・啓発 学校から食に関する情報を発信し、学校・家庭・地域団体と連携して行う食育の推進に関する支援事業			比較		
30	問題を抱える青少年のための継続的活動の場(居場所づくり)	地域のボランティア団体等各種団体が連携協力して行う、非行等の問題行動を抱える青少年のための継続的活動の場の構築に対する支援					
31	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	メディア上の有害情報対策の推進のための情報活用能力の育成等に関する普及・啓発、モデル事業等	(モデル事業)				
32	青少年交流推進事業	青少年の国際理解教育の推進(海外指導者との意見交換や情報交換の提供)に関する委託事業					
33	「日本映画・映像」振興プラン	日本映画の製作・撮影・上映・人材育成等に係る多面的支援			比較		
34	文化遺産オンライン化構想の推進	文化遺産のアーカイブ化の推進、文化遺産情報の集約化とインターネットホームページでの総覧の実現に係る事業					
35	文化財保護国際貢献事業	文化財の保存・修復に関する国際協力のための信託基金への拠出					
36	初等中等教育分野等(「グローバル行動枠組み」)における我が国の教育経験を国際協力を活かす「拠点システム」の充実・強化	国際理解教育に実績がある大学を中核とし、国公私立大学及び援助機関からなる「拠点システム」の構築及び機能の充実に係る支援			比較		
37	留学生交流の推進	留学生交流の推進に係る支援					
38	フルブライト・メモリアル基金事業	日米国民交流により蓄積された成果の全国の小中高校への普及			比較		
39	ユネスコ科学技術人材養成ネットワーク信託基金	ユネスコを通じ、我が国とアジア・太平洋地域の大学等との間に科学技術分野の人材養成のためのネットワークを構築・強化し、若手研究者等の長期研修を実施するための信託基金に拠出					
40	大学における国際開発協力を促進するための支援機能(サポート・センター)の充実・強化	大学が国際援助機関のプロジェクトを受託するために関係機関と大学を結びつける役割を果たす「国際開発協力サポート・センター」における業務の推進のための支援					

合 計 (40 事業)	= 13 = 27	/	= 39 = 1	= 40
総括記述	<p>有効性の観点からの評価については、評価書中に「達成効果の把握の仕方(検証の手順)」、「得ようとする効果の達成見込みの判断基準(判断基準)」及び「得ようとする効果及び達成年度」の欄を設け、得ようとする効果、得られると見込まれる効果の達成見込みの確実性及び得ようとする効果の事後的な発現状況の検証の手順をそれぞれ明らかにしようとしている。</p> <p>具体的評価をみると、40 事業についての事業評価のうち、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されているものは 13 事業であるのに対し、残る 27 事業においては、得ようとする効果について、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのか、その状態は必ずしも特定されていない。事後に得ようとする効果がどの程度得られたのかを検証・評価する場合、事前評価において得ようとする効果がどの程度発現したことをもって、効果が得られたとするのかをあらかじめ設定しておくことが重要であり、得ようとする効果がどの程度のものであるのか、できる限り具体的に示す取組が進められることが望ましい。</p> <p>一方、これら 40 事業の中には、既に実施された事業の効果の発現状況を分析したり、アンケート調査結果等のデータの集計・分析を行った上で、その知見を基に今後得られるであろう効果の見込みの確実性を検証しようとしているものもあるが、今後見込まれる効果について論理的な推論による定性的な説明にとどまっているものが多くみられる。</p> <p>40 事業のうち、拡充事業はすべて平成 15 年度以前から継続的に実施されているが、このように継続的に行われている政策については、今後、政策の実施によりこれまでに得られた効果の発現状況を可能な限り把握・測定し、そこで得られた知見等を今後実施される事業において見込まれる政策効果の確実性の検証に活用していくといった取組を更に進めていくことが望まれる。</p> <p>なお、これら 40 事業の中には、まず部分的・局地的に事業を実施してその効果を検証し、それを基にして全体的・全国的な事業実施を検討していくというもの(モデル事業)がみられるが、このような取組は、見込まれる効果の把握等有効性の観点からの事前の検証方法が必ずしも開発されていない政策については、当該政策の実施によるリスクを回避する観点から有益な方法といえる。</p> <p>また、発現した効果の事後における把握の方法については、ほとんどの事業(40 事業中、39 事業)において明らかにされている。</p> <p>効率性の観点からの評価については、40 事業のすべてについて、平成 16 年度概算要求額ないし 15 年度予算額の記載や事業の効率的な実施に関する説明にとどまっている。教育、科学技術・学術、スポーツ、文化といった政策については、その特性上得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかとの定量的な分析には困難な面があるとしても、例えば、必要な効果がより少ない費用で得られないか、同一の費用等でより大きな効果が得られないか等政策効果と当該政策に基づく活動の費用との関係をできる限り客観的に明らかにする取組を進めていくことが望まれる。</p>			

(注) 1 文部科学省の評価書には、政策(「事業」)ごとの番号は付されていないため、総務省において通し番号を付した。

2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のか明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。

なお、政策を部分的・局地的に実施してその効果を検証し、それを基に全体的・全国的な事業実施を検討していくというもの(いわゆるモデル事業に該当するもの)については、()書きでその旨記載している。

3 「効果の達成見込みに関する根拠の分類」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類(「推論」欄には「 」)を記入している(複数もあり得る。)

「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。

<その他の検証方法(例示)>

「比較」 過去の同種類似の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により

得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。

「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。

「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。

4 「効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「 」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「 」を記入している。

5 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「 」を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。

3 事後の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(政策効果の把握について)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている(基本方針 - 5 - ア)。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。

費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(把握された効果と評価結果との関連性について)

事業評価方式を用いた事後評価(事後の検証)においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合(中間段階の評価)には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査においての点検を行っているのは、次の項目である。

中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

(2) 審査の結果

文部科学省は、基本計画において、「長期間にわたって継続して実施している事業のうち主要なものを対象とし、概算要求編成に先だって事業評価方式により」事後評価を行うとしている。また、「過去に事前評価を実施した事業であって達成年度が到来したのものについても、事後的な検証を行う」としている。

これを受けて同省の実施計画では、「継続事業（10年以上継続して実施しており、具体的な達成年度を設定していない主な事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きいもの）及び達成年度が到来した事業又は廃止した事業（過去に事業評価を実施しており平成14年度に達成年度が到来した事業又は廃止した事業）」を事後評価の対象とする政策としている（注）。

（注） 下記の審査結果整理表中の政策番号1から12までが継続事業であり、13から18までが達成年度到来事業である。

文部科学省が行った18件の政策に関する事後評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添2政策評価審査表（事後評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策（事業）	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	全国生涯学習フェスティバル	生涯学習に関するシンポジウム、フォーラム、講演等 芸術、芸能、スポーツ、レクリエーション等の展示、公演、イベント等 生涯学習見本市 生涯学習体験広場				
2	教育テレビ放送事業	家庭教育放送番組「親の目子の目」の企画、制作、放送 「親子の人間関係」「家庭問題」等に関する調査研究等				
3	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）	経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、学用品費等を援助する地方公共団体に対して補助				
4	私立高等学校産業教育施設整備費補助金	産業教育のための実験実習施設・設備の整備に要する経費の一部を補助				
5	教育内容改善等に関する若手教員等の海外派遣	諸外国において教育内容・授業方法の改善等に関する調査研究を行うものに対し、必要な旅費を支給				
6	国民体育大会補助事業（地方スポーツ振興費補助）	国民体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を補助				
7	要保護及準用保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）	経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助する地方公共団体に対し補助				

整理番号	政策(事業)	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
8	アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復事業	相手国からの要請に基づき、我が国の文化財保存技術の専門家として文化財調査官等を派遣して相手国の歴史的建造物の共同調査や保存・修復について技術協力等を行うとともに、相手国の文化財行政関係者・技術者等を招へいして研修を行う。				
9	国語問題研究協議会	国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方策等について研究協議。全国2カ所で、開催県教育委員会・開催市教育委員会及び会場となる大学等の共催により開催				
10	アジア諸国等派遣留学生制度	アジア、大洋州及び中近東の諸国に留学生を派遣				
11	日米教育交流計画(フルブライト計画)分担金	日本人学生・研究者等を米国の大学等に派遣 米国人学生・研究者等を日本の大学等に受入				
12	電子政府構築計画に基づく電子政府の推進	電子政府構築計画に基づく電子政府の推進 文部科学省内の情報基盤(LAN、パソコン、電子計算機等)整備充実 省内情報のデータベース化、共有化 業務・システムの最適化 行政情報化推進体制の強化				
13	長期社会体験研修	おおむね1ヶ月から1年程度の長期にわたり民間企業、社会教育施設、社会福祉施設等学校以外の施設等に、教員を派遣して行う「長期社会体験研修」の実施についての補助を行う事業			平成15年度の実施計画において、達成年度到来事業について	
14	法科大学院制度のスタートアップ	教育内容・方法及び入学者選抜の実施方法等について調査研究を実施			は、事後的な検証として、事業により得られた効果を把握し、得ようとした効果との比	
15	世界的研究教育拠点形成のための重点的支援 - 21世紀COEプログラム -	国公立大学を通じて、学問分野別に大学からの申請を受け、第三者評価を行い、主として研究面でポテンシャルの高い研究教育拠点(大学院博士課程レベル)に重点支援を実施				
16	育英奨学事業	優れた学生及び生徒であって、経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与 平成14年度は、当初予算で無利子・有利子合わせて奨学金の充実を図るとともに、有利子奨学金希望数の増加を踏まえた補正予算を措置				

整理番号	政策(事業)	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
17	私立大学における学術研究の高度化の推進(私立大学学術研究高度化推進事業)	私立大学が行う優れた研究プロジェクトに対し、研究施設・設備等の整備費及び研究費について総合的に補助			較・検討を行うことにより、評価を行うこととされている。	
18	史跡等公有化助成	史跡等の保存のため行われる地方公共団体による土地の買い上げに対する補助 公有化後、史跡等を整備				
合計(18事業)			= 10 = 8	= 16 = 2	12 継続事業のうち = 12	= 18
総括記述	<p>継続事業の評価については、評価書中に「得ようとする効果の把握の仕方(検証の手順)」、「得ようとする効果の達成見込みの判断の根拠(判断基準)」、「得ようとする効果及び達成年度」及び「効率性」の欄を設け、得ようとする政策効果、政策の実施により実際に発現した効果を把握するとともに、事業継続の適否、改善点等の今後の政策への反映方針を明らかにしようとしている。</p> <p>また、達成年度到来事業の評価については、評価書中に「得られた効果(波及効果を含む)」、「事前の評価において期待された効果」及び「得ようとした効果と得られた効果との比較・検討」欄を設け、事前評価の際に想定した得ようとする政策効果、政策の実施により実際に発現した効果を把握するとともに、得ようとする効果と実際に得られた効果の関係を明らかにし、今後の政策への反映方針を明らかにしようとしている。</p> <p>有効性の観点からの検証について、具体的評価を見ると、18事業についての事業評価のうち、どのような効果が発現したことによって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が明確にされているものは10事業である。残る8事業においては、その状態は必ずしも明確にされていない。</p> <p>事後評価においては、実際に発現した効果が期待どおりのものなのか、当初得ようとしていた効果との関係はどのようになっているのかを明らかにすることが重要となる。すなわち、得ようとする効果と発現した効果との関係において、当初見込んでいた効果は実際に得られたのか、得られなかったとすればどのような理由があり得るのかを明らかにすることが求められる。そのためにも、得ようとする効果をあらかじめ明確にしておくことが望ましい。</p> <p>政策の実施により実際に発現した効果の把握状況についてみると、ほとんどの事業について実際に発現した効果が具体的に把握されているが、把握した効果をより具体的に示すデータ、情報等が十分に記載されていないものもみられるので、発現した効果を表すデータ、情報等についての記述の一層の充実を図ることが望まれる。</p> <p>継続事業については、これまでの予算総額と事業の効率的な実施に関する説明が記載されており、また、達成年度到来事業については、これまでの予算総額が記載されている。教育、科学技術、学術、スポーツ、文化といった政策については、その特性上得ようとする政策効果や把握した政策効果が費用に見合ったものとなっているかについての定量的な分析は難しいとしても、事後評価においては、例えば、必要な効果がより少ない費用等で得られなかったのか、同一の費用等でより大きな効果が得られなかったのか等費用と効果との関係が客観的に明らかとなるよう、できる限り取り組んでいくことが望まれる。</p>					

- (注) 1 文部科学省の評価書には、政策(「事業」)ごとの番号は付されていないため、総務省において通し番号を付した。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。
- 3 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている(「何が」、「どの程度」、「どうされた」)場合には「 」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっております全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「 」を、効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策(施策や事業)の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「 」を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。
- 5 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「 」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「 」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事前評価関係）

（説 明）

本審査表は、公表された文部科学省の「事業評価書 - 平成 16 年度新規・拡充事業、継続事業及び平成 14 年度達成年度到来事業 - 」を基に総務省の責任において整理したものである。各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理して記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p><その他の検証方法（例示）></p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性、効率性等の特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>

政策評価審査表（事前評価関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	<p>専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業（新規）</p> <p>（正規雇用を目指しながらそれが得られないフリーター等（フリーター・若年失業者・無業者）の能力向上を支援し、雇用機会を拡大）</p>	<p>産業界とのタイアップにより専修学校を活用した次の事業を実施</p> <p>フリーター等に対する短期教育プログラムの開発、導入</p> <p>・IT、バイオ、福祉等の分野でより高度な知識を修得したいフリーター等に対する企業等のニーズを踏まえた短期教育プログラムの開発、導入</p> <p>実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の導入</p> <p>・学びながら働く人のための就業を組み込んだカリキュラムの編成、インターンシップの長期化についての先導的モデルの開発、導入（厚生労働省の連携のもと、専門学校等の日本版デュアルシステムの導入を促進）等</p> <p>【平成16年度概算要求額】 514百万円</p>	<p>フリーター・若年失業者・無業者の雇用機会の拡大を図ること。</p> <p>フリーター数・若年失業者数・無業者数の増加傾向の転換を図ること。</p> <p>【達成年度】 平成18年度</p>	<p>短期教育プログラムの開発や実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）を導入することにより、正規雇用に移行する若年層の増加に寄与すると判断</p>	推論	<p>専修学校におけるフリーター・若年失業者・無業者の受入数などの動向を把握</p> <p>学生の就職率、離職率、失業率等のデータを検証</p>	<p>【必要性】</p> <p>・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（経済財政諮問会議。閣議決定）</p>
2	<p>地域子ども教室推進事業（新規）</p> <p>（子どもの居場所（活動拠点）を設け、子どもたちの放課後や週末における様々な体験活動や、地域住民の交流活動等を支援）</p>	<p>市町村が実施する次の事業に対して支援</p> <p>学校の校庭や教室等を子どもの居場所（活動拠点）として緊急的・計画的に開放</p> <p>小・中学生を対象に放課後や週末におけるスポーツや文化活動等様々な体験活動を実施</p> <p>市町村体験活動ボランティア活動支援センターにコーディネーターを配置して地域の大人をボランティアの指導員として登録し、こどもの居場所に派遣等</p> <p>【平成16年度概算要求額】 12,505百万円</p>	<p>体験活動を通じて、社会性・自主性など心豊かな人間性を身につけた子どもたちが明るい未来を創造していくこと。</p> <p>地域と密接に関わりあって育った子どもたちが、将来地域の振興に貢献することが期待できること。</p> <p>子どもと大人の相互学習を通じて地域コミュニケーションの再生を図ること。</p> <p>【達成年度】 平成18年度</p>	<p>子どもや地域の大人たちの本事業に対する期待度や満足度の大きさや要望の数に関する他の現状把握調査結果等との比較により、本事業の活動が十分である地域に望ましい相関結果が出ることにより、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論比較	<p>本事業における子どもの居場所設置数、参加者に関する基礎データ（参加者数（子ども、大人）、参加時間数、参加回数等）及び事業実施主体に関する基礎データ（コーディネーター数、指導ボランティア数等）などの把握、相関関係の分析等</p>	<p>【必要性】</p> <p>・「次世代育成支援対策推進法」</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
3	<p>教育用コンテンツの活用・促進事業（拡充）</p> <p>「わかる授業の実現」及び「情報活用能力の育成」教育用コンテンツの質的向上、普及に寄与</p> <p>本事業は、「教育テレビ放送事業」をスクラップしたもの</p>	<p>教育用コンテンツの活用・高度化事業 教育用コンテンツの奨励事業 優れたインターネット活用教育実践の奨励事業 教育放送通信事業</p> <p>【平成16年度概算要求額】 431百万円 (平成15年度予算額：180百万円)</p>	<p>約3,000件の実践事例の蓄積・公開により、全ての教科において教育用コンテンツやIT機器を活用した「わかる授業の実現」が促進</p> <p>特に優れた視聴覚教材の様々な学習に応じた効果的な利用の促進 インターネットの教育への活用を一層促進 民間放送局の教育番組の充実向上と放送通信を通じて生涯学習の教材として効果的に活用</p> <p>【達成年度】 平成18年度</p>	<p>教育用コンテンツの活用・高度化事業 ・本事業では平成14年度に1,000件以上の実践事例が蓄積・公開された後も同程度の実践事例の蓄積・公開が見込まれ、それにより、教育用コンテンツ機器を活用した「わかる授業の実現」が促進されると判断</p> <p>教育用コンテンツの奨励事業 ・毎年約350件の審査申請があり、本事業による選定教材は社会教育施設等の教材購入の目安となっていることから、優れた教材の奨励・促進に有効であると判断</p> <p>優れたインターネット活用教育実践の奨励事業 ・平成14年度末時点におけるインターネット接続率は学校で95.5%、社会教育施設で56.6%まで増加しており、「インターネット活用教育実践コンクール」の実施は、インターネットを活用した教育実践の奨励・促進に有効であると判断</p> <p>教育放送通信事業 ・視聴者アンケートにより、番組について興味深かったとするもの90.4%、意義があるとするもの83.8%と高く評価されており、また、家庭教育のためのテレビ番組が民間放送で放送されることについても、74.9%が「良いと思うので一層の拡充を期待すると回答している。このことを踏まえ、今後も同様の効果が得られると判断</p>	推論 比較	<p>教育用コンテンツの活用・高度化事業 ・情報教育の実態調査により、全ての教科において、教職員や児童生徒が教育用コンテンツやIT機器等を事例提示や相互評価において活用した「わかる授業の実現」が促進されているか評価</p> <p>教育用コンテンツの奨励事業 ・社会教育施設等へのアンケート調査により、様々な学習に応じて効果的に利用されているか評価</p> <p>優れたインターネット活用教育実践の奨励事業 ・情報教育の実態調査により、インターネットの教育への活用が促進されたか評価</p> <p>教育放送通信事業 ・視聴者アンケート、関係団体への聞き取り調査、研究協議会、視聴率調査等により、番組の内容・有効性等について調査</p>	<p>【必要性】 ・「e-Japan重点計画2003」(平成15年8月8日IT戦略本部決定)</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
4	<p>社会教育活性化21世紀プラン（新規）</p> <p>（地域の社会教育施設を中核とした新たなサービスを構築し、社会教育を活性化）</p>	<p>次の事業を実施 各地方自治体に「社会教育活性化総合推進事業委員会（仮称）」を設置し、当該委員会において、地域住民のニーズ把握から始まり、事業実施後の評価体制の構築までを視野に入れた計画書を作成 各地方自治体の計画書に基づいた「モデル事業」の実施（事業例：機能高度化事業、重点分野相互連携事業） 各地方自治体が行う事業の事後評価に対する国の分析・調査を踏まえた効果測定 文部科学省による委託事業の全体評価及びシンポジウムの開催による全国への先駆的取組等の普及</p> <p>【平成16年度概算要求額】 306百万円</p>	<p>各地方自治体が、住民ニーズの把握や事業評価等を通じて課題解決的な取組を行うことにより、社会教育の活性化ひいては地域の教育力の活性化に効果</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>各地方自治体が提出した報告書を下に、文部科学省において体系的に課題等を整理し課題項目を提示する。これを受けて、各地方自治体が提示された課題項目等を踏まえた取組を行うことにより、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論	<p>地方自治体から提出された計画書（地域住民のニーズの把握方法、連携等を考慮した事業の企画内容、事業実施後の評価体制を記載）及び事業終了後の評価を付した報告書を下に、委託事業についての全体評価を実施し、それぞれの取組の問題点等を把握するとともに、その問題解決の方法を提示する等、本事業に基づく各自治体の取組につき継続的に実態把握を実施</p>	
5	<p>女性のキャリア形成支援プラン（新規）</p> <p>（男女共同参画社会の実現のため、女性のキャリア形成を支援）</p>	<p>女性のキャリア形成を支援するためのモデル事業を実施（学習に関する相談、情報提供、学習プログラムのコーディネート等のサービスを一括して提供する仕組みづくりや学習等の様々な経歴を評価し次につなげるための橋渡しシステムの構築に関する実践的な調査研究等の実施）</p> <p>【平成16年度概算要求額】 76百万円</p>	<p>10地域において、学習に関する相談、情報提供、学習プログラムや活動のコーディネート等を一括して提供する仕組みや、学習等の経歴を評価し活動につなげるための橋渡しの仕組みが構築され、女性の多様なキャリア形成が推進されること。</p> <p>【達成年度】 平成18年度</p>	<p>本事業の実施により、学習者のニーズに応じた学習に関する相談や学習等に関する情報提供、学習プログラム等のコーディネートなどを一括して提供する仕組みや学習等の経歴を評価し活動につなげる橋渡しの仕組みが構築され、学習者と学習や活動を結びつける機能が充実されることから、この成果を広く普及することにより各地で同様の事業展開が図られると判断</p>	推論	<p>事業報告書 企画委員会による事業評価及び現地調査 本事業により養成する学習活動支援者に対するフォローアップ調査 学習者に対するフォローアップ調査</p>	<p>【必要性】 ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（経済財政諮問会議。閣議決定）</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
6	<p>子育て学習の全国展開や相談体制の充実(拡充)</p> <p>(子育てに関する学習機会の充実を図ることにより、家庭の教育力を向上)</p>	<p>子育て学習の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期子育て講座(継続) (平成14年度:1,978か所 16年度:全国3,000か所) ・ 就学時健診等の機会を活用した子育て講座(継続) (平成14年度:15,306か所 16年度:全国20,000か所) ・ 思春期子育て講座(拡充) (平成14年度:4,446か所 16年度:全国10,000か所×年2回) ・ 明日の親となる中・高校生を対象にした子育て理解講座(新規) (全国3,000か所) <p>子育て支援ネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親の家庭教育を支援する子育てサポーターの配置(拡充) (平成14年度:全国に2,237人配置済 16年度3,760人) <p>【平成16年度概算要求額】 1,162百万円 (平成15年度予算額:1,079百万円)</p>	<p>家庭教育に関する講座の実施や子育てサポーターの配置などが全ての市町村で実施されるようになることにより、家庭の教育力が向上すること。</p> <p>【達成年度】 平成17年度</p>	<p>多くの親に対し家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、「子育てサポーター」を配置することにより、親の悩みや不安が軽減され、家庭の教育力の向上が図られることから、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論	<p>事業報告書 事業参加者へのアンケート調査</p>	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「少子化社会対策基本法」 ・ 「次世代育成支援対策推進法」 ・ 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(少子化対策推進関係閣僚会議決定)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
7	<p>学力向上アクションプランの推進 (拡充)</p> <p>(新しい学習指導要領のねらい を実現するとともに、公教育 の質を格段に向上)</p>	<p>学力向上支援事業(新規) ・退職教員や教員志望者等を 「学力向上支援員」として学校 に導入し、教員との協力による 個に応じたきめ細かな指導や、 学習支援相談室における児童生 徒への補充学習や学習方法、学 習習慣等の支援・相談にきめ細 かく応じる委嘱事業を実施(委 嘱箇所数 47地域) スーパーサイエンスハイス クール(拡充) ・理科・数学教育を重点的に行 う学校をスーパーサイエンスハ イスクールとして指定し、理 科・数学に重点を置いたカリ キュラムの開発、大学等との連 携方策についての研究を推進 (45校 70校へ拡充) スーパー・イングリッシュ・ ランゲージ・ハイスクール(拡 充) ・英語教育を重点的に行う学校 をスーパー・イングリッシュ・ ランゲージ・ハイスクールとし て指定し、英語教育に重点を置 いたカリキュラムの開発、大学 等との連携方策についての研究 を推進(50校 100校へ拡充)</p> <p>【平成16年度概算要求額】 5,630百万円 (平成15年度予算額3,943百万 円)</p>	<p>学習指導要領の各教科等 の目標の実現状況の向上 児童生徒の授業の理解度 や満足度の向上 国際的な学力調査におけ る我が国の児童生徒の学力 水準の向上 各教科等が好きな子ども の割合の増加 保護者の学校教育に関す る満足度の向上</p> <p>【達成年度】 平成17年度の時点で、それ までに実施された左記の調 査の結果の分析等により、 達成効果を評価し、所要の 改善につなげる。</p>	<p>本プランによる事業は、新学習指導要 領のねらいに即した「確かな学力」の向 上を図るため、モデル校における実践的 な研究を踏まえた学習指導方法や指導體 制についてのより先進的な取組を推進 し、その成果を全国の学校に周知・普及 するものであり、これにより得ようとす る効果の達成は可能であると判断</p>	推論	<p>全国かつ総合的な 学力調査の結果を基 に、同一問題の経年比 較による目標の実現状 況を評価 全国かつ総合的な 学力調査に含まれる質 問紙調査等の結果によ り、児童生徒の授業の 理解度や満足度に基づ き評価 国際数学・理科教育 調査、OECD生徒の 学習到達度調査(P I S A)等の国際的な調 査等の結果により、我 が国の児童生徒の学力 水準の状況に基づき評 価 教育課程に関する意 識調査の結果により、 保護者の学校教育に関 する満足度に基づき評 価</p>	<p>【必要性】 ・「経済財政運営 と構造改革に関する 基本方針2003」 (平成15年6月27 日閣議決定)</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
8	<p>学校図書館資源共有ネットワーク推進事業（新規）</p> <p>学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実</p> <p>本事業は、「学校図書館資源共有型モデル地域事業」を廃止するとともに、その成果を踏まえ新たに実施することとしたもの</p>	<p>平成13年度からの「学校図書館資源共有型モデル事業」の成果を踏まえ、次の事業を実施</p> <p>学校図書館支援センター機能の調査研究</p> <p>・データベースやネットワークを活用した蔵書の共同利用化の促進</p> <p>・優れた教育実践の収集・普及</p> <p>・公共図書館等と連携した教育活動等の支援</p> <p>学校図書館資源共有化の成果の普及</p> <p>・各都道府県教育委員会に「資源共有推進委員会」を設置し、事業の成果の検証、ノウハウ等の情報提供、研究協議会の開催などを実施</p> <p>【平成16年度概算要求額】 688百万円</p>	<p>本事業の実施により、学校図書館において自校にない本を活用した読書活動や調べ学習の充実、教育実践の共有化を図り、児童生徒の主体的・積極的な学習活動や読書活動の充実、学校図書館の読書センター・学習情報センターとしての機能の充実を図ること。</p> <p>【達成年度】 平成18年度</p>	<p>本事業は、学校図書館のデータベース化・ネットワーク化による蔵書等資源や優れた教育実践の共有、公共図書館との連携方策等に関する調査研究を通じて得た成果（ノウハウ等）を全国に普及するものであり、これにより得ようとする効果の達成は可能と考えられる。</p>	推論	<p>学校図書館の現状に関する調査</p> <p>OECD生徒の学習到達度調査（PIISA）</p> <p>情報教育の実態等に関する調査等の調査結果により、児童生徒の読書活動の実施状況、学校図書館のデータベース化の割合の増加等を基に評価</p>	<p>・「子どもの読書活動の推進に関する法律」</p> <p>・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）</p>
9	<p>道徳教育の充実のための教員養成学部等との連携（新規）</p> <p>道徳教育の一層の充実</p>	<p>都道府県・指定都市教育委員会と、大学の教員養成学部等との連携により、子どもたちや学校の実態に応じた道徳教育の効果的な指導方法の開発、教員研修や教員養成段階等の道徳教育のための連携プログラムの作成等、道徳教育の充実のための課題に焦点を当てた研究を実施</p> <p>【平成16年度概算要求額】 30百万円</p>	<p>学校や児童生徒の現状と課題の分析や効果的な指導方法・教材等の開発などの研究成果を上げることにより、各学校における道徳教育を充実する。</p> <p>【達成年度】 平成18年度末</p>	<p>国においては、これまで各学校における道徳教育の充実のため、道徳の内容を分かりやすく表した児童生徒用の教材である「心のノート」の作成・配布等の取組を進めてきたところであり、本事業により、新たに都道府県・指定都市教育委員会と大学の養成学部等とが課題意識を共有し、その改善のため、連携・協力して研究を実施することにより、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論	<p>都道府県・指定都市教育委員会と大学の教員養成学部等からなる連携研究チームが研究目標を立て、目標に照らし評価を行い、それらの研究成果を集積する。</p>	

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
10	<p>キャリア教育推進事業（拡充）</p> <p>（若年者を対象にキャリア教育の総合的な支援の推進を目指す「新キャリア教育プラン」の着実な実施）</p>	<p>キャリア教育の推進に関する総合的調査研究（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導資料の作成、教材開発 ・キャリアアドバイザー活用体制システムづくり ・キャリアカウンセリング能力の向上方策 <p>新キャリア教育プラン推進事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ連絡協議会（新規） <p>関係府省、経済団体、学校関係者、PTA等を構成員とする連絡協議会を開催（中央1か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進フォーラム（新規） <p>教員、保護者、企業関係者を対象とするフォーラムを開催するとともに、啓発パンフレットを作成配布（全国3会場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進地域（拡充） <p>小・中・高等学校の一貫した指導内容・指導方法の開発、キャリアアドバイザーとしての地域人材の確保・活用の在り方についての実践研究や人材バンクの構築、職場体験活動の実施等（47地域）</p> <p>【平成16年度概算要求額】 573百万円 （平成15年度予算額：35百万円）</p>	<p>児童生徒一人一人の勤労観、職業観を醸成し、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けさせることにより、学校卒業後に進学も就職もしない者の減少、就職後3年以内の離職率の抑制が図られると見込まれる。</p> <p>【達成年度】 平成18年度</p>	<p>小学校段階から高等学校まで学校教育全体で、キャリア教育を定着させるとともに、関係機関、地域、保護者等の協力を得ながら、高等学校段階におけるインターンシップを一層推進する。また、モデル校において、生徒が効果的に職場定着を図ることができる具体的な方法を把握し、その成果の普及を図ることにより、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論	<p>高等学校におけるインターンシップの実施状況を調査し、達成効果を把握する。なお、将来に亘っては、小学校から高等学校までのキャリア教育の現状を分析する。</p> <p>モデル校における職場定着の実態を分析する。</p>	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
11	<p>スクールカウンセラー活用事業補助（拡充）</p> <p>（児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決）</p>	<p>「心の専門家」であるスクールカウンセラーの公立中学校への配置</p> <p>【平成16年度概算要求額】 4,845百万円 (平成15年度予算額3,994百万円)</p>	<p>スクールカウンセラーの配置を約1万校（3学級以上の公立中学校）に拡充し、公立中学校の全ての生徒がスクールカウンセラーに相談できる環境を整備すること（平成14年度において6,572校に配置済み）。</p> <p>【達成年度】 平成17年度</p>	<p>これまでの「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」の実施及び一般指標モデルに基づく実験分析として全国平均と事業対象地域との比較を行った結果により、スクールカウンセラー配置校では暴力行為や不登校の増加が抑制されており、本事業の実施により、スクールカウンセラーの配置が進むとともに、全国レベルで、同様の効果が得られると判断</p>	<p>推論 比較 実験</p>	<p>これまでの調査研究を通じ、児童生徒の問題行動等の抑制効果が得られるとともに、このような効果を上げていく上でスクールカウンセラーの「外部性」、「専門性」が必要であることを確認</p> <p>全体として配置校では暴力行為や不登校の発生が抑制</p> <p>・平成12年度からスクールカウンセラー配置後の14年度にかけての発生状況は、（1）暴力行為は全国平均15.5%減に対して配置校は19.8%減、（2）不登校は全国平均2.4%減に対して配置校は4%減となっている。</p>	

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
12	スクーリング・サポート・ネット ワーク（SSN）（拡充） （不登校児童生徒の早期発見・ 早期対応をはじめ、より一層 きめ細かな支援を実施）	<p>教員や指導員の研修、家庭への訪問指導等の不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター）を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国：スクーリング・サポート・センター全国協議会を設置。全国不登校フォーラムを開催。 ・都道府県：国からの委託事業により、「広域スクーリング・サポート・センター（47か所）」を設置（都道府県教育センター、教育支援センター等） ・市区町村：国からの委託事業により、「地域スクーリング・サポート・センター（約500か所）」を設置（市区教育センター、教育支援センター等） <p>（参考） 平成14年度における不登校児童生徒数 約13万1千人</p> <p>【平成16年度概算要求額】 1,057百万円 （平成15年度予算額：851百万円）</p>	<p>全国において、不登校対策に関する中核的機能が整備されるとともに、現在支援が届いていない児童生徒へのケアの充実が図られることにより、不登校への適切な対応が可能となる。</p> <p>【達成年度】 平成17年度</p>	<p>本事業の実施により、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター）の充実による学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムが整備される結果、得ようとする効果の達成が可能と判断</p>	推論	<p>評価検討会議を設置し、各スクーリング・サポート・センターにおける成果の分析・改善を実施</p>	

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
13	問題行動に対する地域における行動連携推進事業(新規) (問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を実施)	学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームの組織化など地域における支援システムづくりを実施し、また、「遊び・非行型」の不登校児童生徒等に対応するための学校外での支援の場や機能の在り方等に関する調査研究を実施 ・自立支援教室の設置(47地域×2か所) ・サポートチーム等地域支援システム(47地域×6か所) (参考) ・暴力行為の発生件数(平成14年度):学校内外で3万4千件 ・いじめの発生件数(平成14年度):約2万2千件 ・不登校児童生徒数(平成14年度):約13万1千人 【平成16年度概算要求額】 602百万円	全国において、サポートチームの編成等地域ぐるみで問題行動に対応する連携システムの整備等を行い、問題行動等の減少や未然防止及び適切な対応を図る。 【達成年度】 平成17年度	本事業の実施により、全国におけるサポートチームの編成や学校外での支援による問題行動への対応に当たるなど、地域ぐるみで問題行動に対応する連携システムの整備に資することから、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	モデル地域において先導的かつ実践的な研究を行うよう国として支援するとともに、その成果や有効な実践事例、関係機関との連携の在り方等について、有識者等による評価検討委員会において検討を実施	
14	「親と子の育ちの場」推進事業(新規) (地域での「親と子の育ちの場」としての幼稚園機能の活用により、幼児の社会性や人間性を育むとともに、親世代に子育ての喜びを実感できる機会を提供し、子育てを支援)	土日、夏休み等の休業期間において、父親や地域のボランティア等の参加を得て、通常の預かり保育では得られない豊かな体験活動を中心とした新しいタイプの預かり保育活動を実施するための委託事業(公・私立幼稚園対象) 【平成16年度概算要求額】 未確定(注:本事業は「概算要求基本方針(15.8.1閣議了解)」により、平成16年度予算編成過程において検討するものとする)とされており、要望額・事業積算等を未確定のまま要望している。このため、予算編成過程において、引き続き事業評価を実施するものとする。	保護者や地域の多様な人々の参加を得て、幼児に対し通常の預かり保育活動では得られない豊かな体験活動等の機会を提供するとともに、親世代に対し幼児とのふれあいを通じて子育ての喜びを実感できる機会を提供し、親世代と幼児がともに成長できるようにする。 【達成年度】 平成20年度	本事業を実施することにより、事業参加者に、親世代が子育てを楽しみ子育てへの理解を深めるとの意識変化が期待でき、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	参加者(幼児・親・地域のボランティア等)の意識調査を実施	【必要性】 ・「少子化社会対策基本法」 ・「次世代育成支援対策推進法」

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
15	子どもと親の相談員の配置（新規） （小学校における教育相談体制の充実）	公立小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、不登校や問題行動等への対応の在り方、幼小連携・小中連携の在り方、訪問指導・援助への協力の在り方について、都道府県に対し調査研究事業を委託 【平成16年度概算要求額】 683百万円	子どもと親の相談員を配置することにより、小学校段階から、児童生徒の不登校やいじめ・暴力行為などの未然防止や、早期発見・早期対応により、小・中を通じて学校における教育相談体制の充実が図れるようになる。 【達成年度】 平成19年度	小学校段階からの問題行動等への対応が求められていることから、新たに小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、小学校における教育相談体制の整備を図ることにより、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応及び学校運営の課題や児童虐待への対応等に関する効果が期待でき、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	子どもと親の相談員を配置することにより、小学校段階から、児童生徒の不登校やいじめ暴力行為などの未然防止や、早期発見・早期対応により、小・中を通じて学校における教育相談体制の充実が図れるようになる。	
16	公立小中学校施設の耐震化（拡充） （公立学校施設の耐震化を適切に推進）	公立小中学校建物について、地方公共団体が行う耐震補強、改築等の事業に対し、国が一定割合を補助 (参考) ・全小中学校建物（約13万棟）のうち、耐震性のある建物の割合：46.6% 【平成16年度概算要求額】 144,748百万円（うち、文部科学省計上分 130,976百万円） （平成15年度予算額：114,902百万円（うち、文部科学省計上分 107,739百万円））	昭和56年以前に建築された公立小中学校建物（総棟数87,587棟）について耐震補強・改築を着実に実施し、耐震化を一層促進することにより、児童生徒や教職員、地域住民が安心して公立学校施設を利用できるよう、その安全性を確保すること。 【達成年度】 平成20年度	公立学校施設の耐震化率について、毎年、地方公共団体を通じて調査を行い、状況を把握していることから、本事業により、公立学校施設の耐震化を一層推進することにより、得ようとする効果の達成は可能と判断。	推論	公立学校施設の耐震化率	
17	世界的研究教育拠点形成のための重点的支援 - 21世紀COEプログラム - （拡充） （世界最高水準の大学づくりを推進すること。）	国公立大学を通じて、大学からの申請を受け、学問分野別に第三者評価を行い、主として研究面でポテンシャルの高い研究教育拠点（大学院博士課程レベル）に対し、高度な人材育成機能も加味した重点支援を行う事業 【平成16年度概算要求額】 41,746百万円 （平成15年度予算額：33,400百万円）	国公立大学を通じた評価システムの確立 第三者評価に基づく競争原理の導入により、世界的な研究教育拠点の形成 【達成年度】 平成19年度	国公立大学を通じた評価システムの確立状況、研究教育拠点の実施計画（調査）の達成度の把握により得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	国公立大学を通じた評価システムの確立状況 （個々の拠点形成計画の評価を実施する「21世紀COEプログラム委員会」の評価結果実績報告書）	【必要性】 ・経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月閣議決定）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
18	特色ある大学教育支援等プログラム(拡充) 高等教育の更なる活性化	特色ある大学教育支援プログラム ・大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに、補助金による支援事業を実施 現代的ニーズ取組支援事業 ・知的財産教育、外国語教育など現代的教育ニーズに対応した取組の支援 在外研究支援プログラム ・教員等の海外派遣による教育研究能力向上等の支援 【平成16年度概算要求額】 12,845百万円 (平成15年度予算額:80百万円)	本事業の実施により、各大学における教育面での改革の取組が一層促進され、「教養教育の充実」、「多様な人材の養成」、「国際競争力の強化」、「大学の個性化」等に資することとなり、ひいては「高等教育の活性化」が促進される。 【達成年度】 平成20年度	大学教育改革への種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定して、広く社会に情報提供することや、国公私を通じた補助金により選定された取組に対し必要な財政支援を行うことにより、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	本事業に対する応募と選定の状況、また、作成した事例集や開催したフォーラムへの社会的反響及び各大学の活用状況の調査等を通じて把握	【必要性】 ・経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月閣議決定)
19	法科大学院等専門職大学院の形成支援(新規) 法科大学院をはじめとする各種の専門職大学院の活動を推進	法科大学院をはじめとする各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等に取り組むプロジェクトを選定し、国公私を通じた財政支援を実施 【平成16年度概算要求額】 7,765百万円	本事業により、各大学が設置する法科大学院をはじめとする専門職大学院の教育内容の開発・充実を図り、高度専門職業人の養成が推進されること。 【達成年度】 平成20年度	法科大学院をはじめとする各種の専門職大学院における教育内容・方法の開発・充実等に取り組むプロジェクトを選定し、国公私を通じた財政支援を行うことで、競争的環境の整備や資源配分の効率化が図られるとともに、高等教育の更なる活性化を促進することができることから、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	本事業に対する応募と選定の状況、また、選定された大学におけるプロジェクトの取組状況・成果等を調査する等により把握	【必要性】 ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
20	奨学金事業（拡充） （次代を担う意欲と能力のある 学生が経済的な面で心配する ことなく、安心して学べるよ うにすること。）	無利子奨学金及び有利子奨学 金の仕組みを引き継ぎ、事業全 体で貸与人員を増員するなど、 学生のニーズや社会的要請に応 じた事業の充実を図る。 【平成16年度概算要求額】 684,238百万円 （平成15年度予算額：579,008 百万円）	教育の機会均等の実現と 人材育成に寄与するとの効 果が得られる。 社会のセーフティネット としての役割を担うこと で、国民の安心と勉学意欲 の涵養を与える。 【達成年度】 毎年度	これまでの奨学金事業において、基 準を満たす希望者ほぼ全員に貸与する ことで、次代を担う意欲と能力のある学生 が経済的な面で心配することなく、安心 して学べるよう、学生の修学機会の確保 とともに、勉学に専念できる環境を整 え、次代を担う人材育成に大きく貢献し てきているところ。 また、奨学金事業を通じて学生の自立 心や自己責任などの意識の促進を図ると ともに、個々の目的意識と社会性や人間 性を高めるとい教育効果や、経済的理 由により進学を断念することがないよう 社会のセーフティネットとしての役割を 担うなど、国民に安心を与えることにつ ながる。 よって、貸与人員を増員するなど、奨 学金を希望する基準適格者全員に貸与す ることにより、得ようとする効果の達成 は可能と判断	推論 比較	奨学金を希望する基 準適格者への貸与率の 向上に資するための量 的充実の状況をもって 効果を検証する。	【必要性】 ・「教育基本法」 （第3条第2項） ・「経済財政運営 と構造改革に関す る基本方針2003」 （平成15年6月27 日閣議決定）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
21	<p>教育研究の質の向上支援等私学助成の充実(拡充)</p> <p>（私立学校における教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等）</p>	<p>私立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）の教育に係る経常的経費補助及び施設・設備の整備への補助</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料公私間格差 幼稚園 昭50年6.1倍 平 14年3.0倍 ・高等学校 昭50年9.2倍 平 14年3.1倍 ・大学 昭50年5.1倍 平 14年1.6倍 ・教員一人あたり学生数 幼稚園 昭50年27.3人 平 14年17.1人 ・高等学校 昭50年25.7人 平 14年18.8人 ・大学 昭50年31.5人 平 14年24.6人 <p>【平成16年度概算要求額】 475,478百万円 (平成15年度予算額：449,119百万円)</p>	<p>私立学校の教育条件の維持向上 私立学校に在籍する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減 私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資する。</p> <p>【達成年度】 毎年度</p>	<p>本事業実施後、私立学校における教員一人あたりの学生・生徒数の減少により教育条件が向上するとともに、私立学校に在学する学生・生徒等の経済的負担が軽減してきており、本事業を引き続き実施することにより、さらなる改善が見込まれるものと判断</p>	<p>推論 比較</p>	<p>下記の方法により本事業の事後的検証を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立学校と私立学校の授業料格差についての検証 ・教員一人あたりの学生数の検証 ・私立学校を設置する学校法人の財務状況の検証 ・学校法人の総支出に占める教育研究費の割合等その他教育条件の向上等について把握することのできる事象の検証 	<p>【必要性】 ・「私立学校振興助成法」</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
22	生涯スポーツ社会の実現(拡充) 国民の誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現 平成7年度から実施してきた「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」は、スポーツ振興くじ助成への財源移行に伴い平成15年度で終了	引き続き「広域スポーツセンター育成モデル事業」を推進 民間スポーツ団体の活用による地域住民の主体性をより発揮した総合型スポーツクラブの育成の推進(「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」) 既に設置されている広域スポーツセンターの活動を支援(「広域スポーツセンター活動支援事業」) 【平成16年度概算要求額】 1,974百万円 (平成15年度予算額:1,041百万円)	「スポーツ振興基本計画」においては平成22年度までに全国の各区市町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することが到達目標とされており、その達成に向けた総合型地域スポーツクラブの育成を推進 【達成年度】 平成22年度	これまで総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業や広域スポーツセンター育成モデル事業などの実施により、地域に根差した総合型地域スポーツクラブとして定着しつつあることから、今後も本事業の更なる拡充により、その育成が促進されるものと判断	推論比較	総合型地域スポーツクラブの育成状況を調査	
23	ニッポン復活プロジェクト(拡充) 「スポーツ振興基本計画」における我が国の国際競争力の総合的な向上を推進	専任コーチの設置等の充実(日本オリンピック委員会補助) ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の整備 重点競技強化事業(日本スポーツ振興センター補助) トップリーグ支援事業(日本スポーツ振興センター補助) トップレベル・スポーツクラブ活動支援事業 ナショナルコーチ等育成プログラム策定のためのモデル事業 ナショナルトレーニングセンターの設置予備調査 【平成16年度概算要求額】 2,987百万円 (平成15年度予算額:2,723百万円)	オリンピック競技大会におけるメダル獲得率の早期の倍増(平成8年1.7%3.5%)の実現 メダル獲得率や入賞率をはじめとする国際競争力を定量的に示す各種の指標が増加するものと期待 【達成年度】 平成22年度(当面、北京オリンピックが開催される平成20年度)	当該事業の効果については、平成13年10月に業務を開始した国立スポーツ科学センターがトップレベル競技者を対象に行っている医・科学サポート事業が、本センターを利用している競技者の競技力の向上に著しく貢献していると評価されていることを踏まえると、我が国の国際競争力の向上を図るために、専任の指導者等による強化体制や充実したトレーニング環境の確保など、トップレベル競技者が強化に専念できる環境を整備することにより、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論比較	国際競技力を定量的に示す指標の一つであるメダル獲得率は、夏季オリンピック競技大会については2004年(アテネ)、2008年(北京)、冬季オリンピック競技大会については2006年(トリノ)、2010年(バンクーバー)の競技結果を検証することにより把握可能	

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
24	<p>子どもの体力向上のための総合的な方策（拡充）</p> <p>（子どもの体力・運動能力の向上 望ましい生活習慣の形成）</p>	<p>全国的な普及啓発事業としての体力向上キャンペーンの展開 スポーツ・健康手帳の作成・配布等 学校・地域・家庭で子どもたちが体を動かす機会・場・仲間を確保するための環境整備の取組 地域における先進的な実践・評価等 ・子どもの体力向上に向けた地域実践事業（新規） ・体力向上プログラムの開発（拡充）</p> <p>【平成16年度概算要求額】 2,930百万円 （平成15年度予算額：1,912百万円）</p>	<p>体力・運動能力調査及び生活実態等に関する調査において事業の実施後の平均値が実施前の平均値を上回ること。</p> <p>【達成年度】 平成19年度</p>	<p>本事業の実施により、子どもがより一層体を動かす機会を作ることによって、結果として子どもの体力・運動能力の向上や望ましい生活習慣の形成が得られ、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論	<p>体力・運動能力調査、生活実態等に関する調査において、事業の実施前と実施後の平均値を比較</p>	
25	<p>学校・地域保健連携推進事業（新規）</p> <p>（学校の保健室における児童生徒の心身の健康相談活動の充実）</p> <p>本事業は、「健康相談活動支援体制整備事業」（平成13年度開始）の見直しを図ったもの</p>	<p>教育委員会と地域保健機関等が連携協力する連絡協議会を置き、学校の要請により連絡協議会から各診療科の医師を派遣するモデル事業を実施</p> <p>【平成16年度概算要求額】 243百万円</p>	<p>各分野の専門医による相談協力体制を本モデル事業により示し、児童生徒の健康の保持増進と学校関係者の意識向上を図り、学校保健の充実と生涯を通じた健康づくりに資する。</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>本事業の効果については、本事業に類似した「健康相談活動支援体制整備事業」において、児童生徒の心の健康問題に適切に対応できた事例がみられたことから、同様の効果が得られると判断</p>	推論比較	<p>各教育委員会の担当者等が参加する会議等を通じて、本事業での検討を踏まえて作成する各種指導資料等の成果物により、どの程度効果が得られているかを把握</p>	

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
26	性教育の実践調査研究（新規） 学校における性教育の充実 本事業は、「エイズ教育（性教育）推進地域事業」（平成5年度開始）の見直しを図ったもの	性教育の効果的な進め方に関する調査研究 ・学校関係者や学識経験者からなる調査研究委員会を本省に置き、学校における性教育の取組状況を事例集としてまとめるとともに、性教育の効果的な進め方について調査研究を実施 性教育実践調査研究事業 ・性教育の専門家や地域保健を活用し、児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や生命尊重、人権尊重、自ら考え判断する意志決定の能力を身につけ望ましい行動をとれるようにすることをねらいとした効果的な指導方法等について実践的な調査研究を実施 【平成16年度概算要求額】 243百万円	性教育の取組事例集の作成、効果的な指導方法について実践的な調査研究を行うことにより、学校における性教育の充実に資する。	学校や地域において状況が異なるものについては、情報を共有することが有効である。 本事業の効果については、本事業に類似した「エイズ教育（性教育）推進地域事業」の実施により、性感染症の予防等について効果的な指導方法がみられたことから、同様の効果が得られると判断	推論比較	各教育委員会の担当者等が参加する会議等を通じて、本事業での検討を踏まえて作成する各種指導資料等の成果物により、どの程度効果が得られているかを把握	
27	アレルギー疾患に関する調査研究（新規） 学校におけるアレルギー対策の推進	臨床医学や公衆衛生学の専門家等からなる調査研究会を設置し、アレルギーの実態調査の結果を分析・研究し、今後の対策を検討 児童生徒における各種アレルギー疾患の罹患状況等について調査を実施 【平成16年度概算要求額】 15百万円	本調査研究によって、学校現場でアレルギーについての認知率や取組状況の格差を解消させるとともに、全国の学校におけるこの症状を訴える児童生徒のサポート体制づくりの基盤整備を推進させること 【達成年度】 平成20年度	学校における結核や性感染症など個々の疾患への対策については、これまでも専門家の意見を伺い各種指導資料等を作成・配布し、学校関係者等から評価を得てきたところであり、今回のアレルギー問題についても、社会の関心の高まりを背景に資料の作成等を行うことにより、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論比較	各教育委員会の担当者等が参加する会議等を通じて、本事業での検討を踏まえて作成する各種指導資料等の成果物により、学校におけるアレルギー対策にどの程度効果が得られているかを把握	

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
28	<p>学校安全及び心のケアの充実(子ども安全プロジェクト)(拡充)</p> <p>各学校における安全管理等について継続的な取組を推進</p>	<p>「子ども安心プロジェクト」による各種事業(防犯教室の推進、防犯教育指導者用参考資料の作成・配布(新規)、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業、学校安全推進フォーラム、学校・地域保健連携推進事業(新規)等)を引き続き実施</p> <p>【平成16年度概算要求額】 507百万円 (平成15年度予算額:390百万円)</p>	<p>本事業の実施により、各学校において、継続的な安全関係の取組を行うための体制の整備を促進</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>学校における安全管理の取り組みについては、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」(13文科初第576号)や「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」等により、学校や地域の状況に応じた取り組みが進んでいる状況を踏まえ、本事業の実施により、各学校における継続的な取り組みが一層進むものと判断</p>	推論比較	<p>学校における安全管理の取り組みを定期的に調査</p>	
29	<p>食生活に関する教育研究事業(拡充) 学校を中心とした食育推進事業(拡充)</p> <p>学校関係者を中心に、食に関する指導の重要性について啓発し、その浸透を推進 子どもたちが自らの食事に興味・関心を持ち、自己管理能力を身に付けられるようにすること。</p>	<p>食生活に関する教育研究事業・小学校低学年、高学年、中学生用の食生活学習教材の配布・教職員向けの食に関する指導の啓発パンフレットの作成・配布 ・地場産物を活用した学校給食の事例集の作成・配布 ・食に関する指導シンポジウムの開催 学校を中心とした食育推進事業 ・学校から食に関する指導の情報を発信し、家庭、地域の団体と連携協力した事業を展開</p> <p>【平成16年度概算要求額】 327百万円(「食生活に関する教育研究事業」) (平成15年度予算額:390百万円) 【平成16年度概算要求額】 83百万円(「学校を中心とした食育推進事業」)</p>	<p>本事業の実施により、食に関する指導の意義及び学校、家庭、地域が連携した取組の重要性等が浸透し、子どもたちが正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けられるようになる等食に関する指導を充実させること。</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>本事業の効果については、食生活学習教材の作成・配布等既に実施した取組において相当の啓発効果が得られていることを踏まえ、一層の効果が得られるものと判断</p>	推論比較	<p>児童生徒における欠食・肥満傾向の増減等を調査により把握</p>	<p>【必要性】 ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
30	<p>問題を抱える青少年のための継続的活動の場（居場所づくり事業）（新規）</p> <p>（非行等の問題を抱える青少年が地域社会で立ち直り、再び非行を犯さないようにすること。）</p>	<p>地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、非行等の問題を抱える青少年に対して、社会奉仕活動・体験活動、スポーツ活動などを行うことができる継続的活動の場（居場所）を構築する。</p> <p>【平成16年度概算要求額】 215百万円</p>	<p>各都道府県で事業を実施し、その優れた事例を普及・啓発することにより、地方公共団体全域において、非行等の問題を抱えた青少年を対象とした奉仕活動・体験活動に取り組むための教育委員会、警察、児童相談所等の連携・協力した推進体制を確立させ、青少年の社会性を育む奉仕活動・体験活動の推進を図る。</p> <p>【達成年度】 平成18年度</p>	<p>本事業の効果については、全国展開に向けたモデル事業を実施し、成果を普及啓発するという手法を用いた他の事業と比較して、各都道府県で事業を実施し、優れた事例を普及・啓発することにより、地方公共団体全域において、青少年の社会性を育む奉仕活動・体験活動が充実され、より高い効果が得られると判断</p>	推論	<p>地方公共団体における青少年の社会性を育む奉仕活動・体験活動事業の実施状況（参加者数等）を把握することにより、事業の普及についての定量的な効果を測定</p> <p>また、事業の教育的な効果については、参加者へのアンケート調査や専門家による効果測定等の方法により、定性的な効果を把握</p>	

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
31	青少年を取り巻く有害環境対策の推進（新規） （昨今の青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進）	推進体制の整備 ・学識経験者・PTA関係者・NPO関係者等よりなる「企画推進委員会」の設置 モデル事業の実施 ・「実行委員会」の設置（全国10か所） ・情報活用能力育成事業の実施 ・啓発活動事業の実施 モデル事例の普及等 ・モデル事業の分析評価と提言の取りまとめ・発信 ・モデル事例集の普及 全国フォーラムの開催 調査研究の実施（委託） ・実態調査（メディア接触と子どもへの影響） ・意識調査（社会環境に関するアンケート調査、テレビ番組に関するモニタリング調査） ・海外の先進的事例に関する調査研究 【平成16年度概算要求額】 60百万円	各地での推進体制を整備することで、子どもの情報活用能力等が育成されるとともに、問題性や注意事項などの啓発が促進される。 【達成年度】 平成18年度	本事業の効果については、全国展開に向けたモデル事業を実施し、成果を普及啓発するという手法を用いた他の事業と同様、優れた事例が普及・活用されることにより、全国の各地域において、青少年の有害環境対策のため、情報活用能力の育成及び広報啓発が推進され、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	インターネット、携帯電話、テレビゲーム等社会環境に関する子ども及び保護者の意識を調査し、把握することにより、達成効果を検証 なお、モデル事業の普及度合いについて調査し、その結果を参考指標として検証	【必要性】 ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年9月13日施行）
32	青少年交流推進事業（拡充） （国際化の進展に対応した青少年の国際理解教育の充実）	青少年対象（委託事業） ・日本の青少年の海外派遣・海外青少年の日本招へい ・共同体験活動、各国の伝統文化の体験活動等の交流事業を実施 青少年育成指導者対象（委託事業） ・各国での青少年育成活動や施設の現地調査等 ・指導者交流の成果を普及するためのフォーラムの開催 【平成16年度概算要求額】 111百万円 （平成15年度予算額：44百万円）	青少年及び青少年育成指導者に対する国際理解教育を強化し、我が国及び各国における青少年相互の認知度・理解度及び意思疎通等の向上を図る。 【達成年度】 平成20年度	本事業に参加したことにより、参加者の意識において、国際理解度及び日本の伝統・文化に関する認知度が高まり、実施後も半数以上の者が引き続き国際交流事業に関わるなどの成果が得られれば、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	本事業に参加した青少年及び青少年育成指導者を対象に、国際理解度及び日本の伝統・文化に関する認知度等について意識調査を実施し、達成効果を把握	【必要性】 ・「橋本首相とクリントン大統領から日米両国民へのメッセージ」（平成8年4月） ・橋本首相とコール首相の「日独首脳会談」（平成8年11月） ・小泉首相と盧武鉉大統領の「日韓首脳共同声明」（平成15年6月）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
33	<p>「日本映画・映像」振興プラン (拡充)</p> <p>知的財産戦略の一翼を担う映 画・映像の創造活動の拡大</p> <p>これまで芸術活動の推進事業に 属していた「映画振興への支援事 業」を拡充し、新たに独立した映 画振興のための事業として、本事 業を設けたもの</p>	<p>魅力ある日本映画・映像の創 造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画製作への支援 ・映画撮影・編集の高度化 ・映画・映像等の顕彰 <p>日本映画・映像の流通の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外への発信の支援 ・創作者と上映事業者の交流を 促進する「日本映画情報システ ム」の開発・整備 ・国内上映・映画祭の支援を通 じた多様な映画上映の促進 <p>映画・映像人材の育成と普及 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学・専門学校等の映画人材 養成機関等の事業への支援 ・映画鑑賞機会の提供等を通じ た児童・生徒への日本映画の普 及 <p>日本映画フィルムの保存・継 承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本映画フィルムの収集 ・日本映画のフィルムの所在・ 保管状況の調査及びネガ修復等 支援 ・映画フィルムデジタルアーカ イブ化推進事業 <p>【平成16年度概算要求額】 3,816百万円 (平成15年度予算額：1,992百万 円)</p>	<p>日本映画の封切り本数・ 興行収入の増加及び本事業 により支援を受けた製作者 の質の高い作品が流通され ること。</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>本事業の効果については、本事業に類 似した「映画振興への支援事業」の実施 により、平成14年度において邦画の封切 り本数が前年に比べて増加したなどの効 果が得られたことを踏まえ、重点支援を 目指す16年度においては、同様の効果に 加え、人材育成等他の分野においても波 及効果が得られると判断</p>	推論 比較	<p>日本映画の封切り本 数の推移、興行収入の 推移（社団法人日本映 画製作者連盟公表資 料）を指標として達成 効果を把握</p> <p>映画館入場者の実態 調査や、地域において 企画・製作される作品 の製作支援に関する実 績報告書を作成するこ とにより、達成効果を 多角的な観点から把握</p>	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術振興 法」（平成13年12 月） ・「知的財産の創 造、保護及び活用 に関する推進計 画」（平成15年7 月知的財産戦略会 議決定）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
34	文化遺産オンライン化構想の推進 (新規) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">我が国の文化遺産のインター ネット上での総覧の実現</div>	文化遺産のデジタル・アーカイブ化の推進 全国の博物館・美術館等の文化財・美術品情報をはじめとする文化遺産情報を集約化 【平成16年度概算要求額】 400百万円	我が国の文化遺産のインターネット上での総覧の実現とともに、国内外に向けて文化遺産情報を発信する。 その際、全国の博物館・美術館等1,000館程度が、インターネットにおいて文化遺産情報の入り口となるホームページ(ポータルサイト)へ参加することを目標とする。 【達成年度】 平成18年度を目途	本事業は、従来、各博物館・美術館で独自に行われていた収藏品等のデジタル・アーカイブ化とその公開について、インターネットにおいて文化遺産情報の入り口となるホームページ(ポータルサイト)を設置し、多様で特色ある文化遺産に関する情報を収束するものであり、また、この施策が進展すれば、各館のデジタル・アーカイブ化のみならず、情報検索の国際標準化にもつながると考えられることから、得ようとする効果の達成は可能と判断	推論	ホームページ(ポータルサイト)へ参加した博物館・美術館の数、収藏品の数、指定文化財等の数、有形・無形の文化遺産の多様さにより、事業効果を把握。また、総覧の効果については、国内外のホームページ利用者数、その利用者の意見の調査を実施することによって把握。これにより、優れた文化遺産が幅広く総覧できるようになっているか、文化遺産情報が国内外に発信されているかを基準として効果の達成度合いを検証	【必要性】 ・「e-Japan重点計画2003」(平成15年8月8日IT戦略本部決定)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
35	文化財保護国際貢献事業（新規） （緊急度の高い文化財の保存・ 修復に関する国際協力に対 し、我が国の顔の見える迅速 で柔軟な取組を推進）	有識者からなる国際貢献事業 会議を設置 各国からの要請等に応じ、行 政官や専門家を現地調査研究や 保存・修復事業のために派遣 保存修復・保護保全等の研修 のため招へい 文化財の保存・修復に関する 研究の促進、助言、勧告等を行 う国際機関である文化財保存修 復センター（ICCRROM）の 信託基金への拠出 【平成16年度概算要求額】 100百万円	我が国の顔の見える国際 貢献を実現するため、国際 貢献事業会議・文化財保存 修復研究国際センター （ICCRROM）信託基金等の支 援体制を構築することによ り、緊急度の高い文化財の 保存・修復に関する国際協 力を迅速かつ柔軟に進める こと。 【達成年度】 平成20年度	国際的な協力関係を利用することによ り、我が国の持つ高度かつ専門的な技 術・技能、科学的知見を他国の文化財保 存修復に活用するとともに、これまでに 我が国の研究機関等で実施してきた文化 財修復の研修等の成果・経験を人材養成 に生かすことにより、得ようとする効果 の達成は可能と判断	推論	事業実施主体による 事業報告、現地調査研 究のため派遣した国内 の行政官や専門家の数 及び研修等に参加した 海外の行政官や専門家 の数、参加専門家・機 関等の研究能力の向上 及び交流事業の拡大に より把握	

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
36	<p>初等中等教育分野等（「ダカール行動枠組み」）における我が国の教育経験を国際協力に活かす「拠点システム」の充実・強化（拡充）</p> <p>開発途上国のニーズに体系的に対応し、我が国の経験と人材を生かした効果的な国際教育協力を推進</p>	<p>国際教育協力に実績があり中核となる大学のもと、国立、公立、私立大学及び援助機関（JICA、JBIC）、NGO、民間企業等からなる「拠点システム」を構築し、以下の機能を担わせる。</p> <p>(1) 我が国の主力となる教育協力分野等を強化するための「協力経験の共有化」</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の協力経験が豊富で教育協力の当面の主力となる分野（理数科教育、教員研修等）及び分野横断的課題（教育行政、学校運営等）について、以下の活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> 各分野・課題におけるこれまでの協力実績を分析 分野・課題ごとに検討会を組織し、現地活動に共通して活用できる活動計画の策定や教材等を作成 各分野、課題における他援助国の協力実績を分析 <p>(2) 派遣される現職教員の支援（共有化された協力経験の伝達）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域の教育大学の積極的な支援のもと、以下の活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> 派遣される現職教員（青年海外協力隊員及びシニア海外ボランティア）に対する派遣前研修の実施 	<p>平成15年度に「拠点システム」を構築し、早期に協力経験の共有化、現職教員の支援、協力経験の浅い分野の経験の活用促進を実施。平成16年度は、協力モデルの検証、現職教員への支援強化を通じて「拠点システム」の充実強化を図り、開発途上国への協力の質をさらに高める。協力の浅い分野については、協力が進捗し経験が蓄積された時点で、協力経験の共有化と現職教員の支援を開始「拠点システム」への参加70団体以上を目標とする。</p> <p>【達成年度】平成17年度を目標にレビューを行う。</p>	<p>これまでの協力経験、教育経験の共有化を通じて、国内の大学等関係機関やNGO等のネットワークが着実に形成されており、得ようとする効果の達成は十分見込まれると判断</p>	推論比較	<p>「拠点システム」の協力モデル等の検証、派遣される現職教員の指導力向上に関する達成効果は、「拠点システム」への参加団体数で把握</p> <p>協力モデルや現職教員の指導が途上国協力に実際に活用され、その結果を「拠点システム」としてレビューすることにより定性的な把握を実施</p> <p>経験の浅い分野については、協力要請に対応可能な分野数によって協力の広がりを把握</p>	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「カナナキス・サミット」（平成14年6月）の際に小泉首相が公表した「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
		派遣中の現職教員に対する現 地での活動上の課題に関する相 談対応 (3)協力経験の浅い分野の経験 活用に対する支援 ・我が国の協力経験が浅い分野 (健康教育、環境教育、障害児 教育等)の経験活用を促進する ために以下の活動を実施 各分野に関し、中心となって 研究・検討を行うグループを形 成し、我が国の経験を分析 開発途上国のニーズの把握と 今後の協力のあり方に関する対 話を行うためのワークショップ の開催 各分野において、我が国の教 育経験を現地の教育現場で試 行し、その適用可能性を実証 【平成16年度概算要求額】 101百万円					

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
37	留学生交流の推進(拡充) (諸外国との人材交流の拡大と質の向上を図ること。)	<p>留学生の受入れ、派遣の両面で、交流を一層促進するための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構を中核としたきめ細かな留学生受入れ派遣施策の推進 ・留学情報の収集、提供、コンサル機能を集積した海外留学情報拠点の整備 <p>多様な教育研究ニーズに応じた日本人学生等の海外留学の支援と双方向交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会に貢献できる日本人学生等育成のための新たな留学制度の創設 ・双方向交流の一層の推進のための短期留学推進制度の拡充 <p>外国人留学生の受入れ方法及び支援体制の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本留学試験の実施拡大 ・より質の高い留学生受入れ支援に配慮した学習奨励費等の充実 ・国費留学生受入れの計画的整備 <p>【平成16年度概算要求額】 58,479百万円 (平成15年度予算額:55,623百万円)</p>	<p>諸外国との相互理解の増進と友好関係の深化及び人的ネットワーク形成</p> <p>国際社会に貢献できる日本人学生の育成と海外における多様な教育機会の提供</p> <p>国際社会に対する知的貢献</p> <p>我が国の大学等の国際化の推進と国際競争力の強化</p> <p>【達成年度】 当面平成21年度</p>	<p>本事業の実施により、我が国の国際的人材育成の推進や、諸外国の人材養成への協力による我が国と諸外国との相互理解の増進が図られるほか、我が国の経済社会の国際化・活性化に寄与することにより、豊かな社会の構築が図られることにもつながり、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論	<p>留学生数(受入・派遣)や各種政府奨学金の受給者数等の諸外国との比較</p> <p>アンケート調査や渡日前入学許可の推進等に関する実態調査などの結果により把握</p>	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政府開発援助大綱」(平成15年8月閣議決定)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
38	フルブライト・メモリアル基金事業（拡充） （これまでの日米国民交流により蓄積された成果の共有、全国の小中高校への成果の普及）	<p>米国教員等受入事業 マスター・ティーチャー・プログラム（米国教員等を受け入れた学校が日本人教員等の派遣を通じ、インターネットによる日米学校間の環境分野の共同研究プロジェクトを実施） 日米理科教育ネットワーク・プログラム（理科教育に関する調査研究、セミナー、サマーキャンプの実施）</p> <p>【平成16年度概算要求額】 606百万円 (平成15年度予算額：548百万円)</p>	<p>本事業参加校において、環境等のグローバルな問題を通じた特色ある事業が実践されるとともに、関係者間のネットワークが構築され、それに基づいた実証的なデータを得ることにより、理科教育に関する日米の課題等を明らかにすることを通じ日米交流の促進に資する。</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>これまで、事業への参加校が理科教育や情報教育に関するコンテストに入賞したり、事業終了後も相手国のパートナー校との交流を継続させていることに加え、拡充事業による関係者間のネットワーク強化、全国の小中高校への成果の普及を図ることにより、更なる効果が得られると判断</p>	推論 比較	<p>海外姉妹校締結状況や留学状況調査、事業参加校における理科に関する関心度調査、本事業による成果の各種指導事例集等への反映状況調査により把握</p>	

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
39	<p>ユネスコ科学技術人材養成ネットワーク信託基金（新規）</p> <p>ユネスコを通じ、開発途上国の科学技術分野における人材養成への貢献及び我が国の大学等によるアジア・太平洋地域との研究パートナーシップの構築・強化</p>	<p>ユネスコを通じ、我が国とアジア・太平洋地域の大学等との間に科学技術分野の人材養成のためのネットワークを構築・強化し、若手研究者等の長期研修を実施するための信託基金を拠出</p> <p>【平成16年度概算要求額】 110百万円</p>	<p>大学等間の交流を拡大し、大学等における科学教育及び研究能力の向上を図るため、我が国及び主にアジア・太平洋地域の大学等間のネットワークを構築・強化すること。</p> <p>【達成年度】 平成21年度</p>	<p>開発途上国の人材養成に従事してきた我が国の大学等の経験を活用することや、開発途上国での事業実施に長年の経験と専門的知見を有するユネスコを通じることにより、得ようとする効果の達成は可能と判断</p>	推論	<p>事業実施主体（ユネスコ、大学等）による事業報告・事業評価、研修等に参加した研究者・大学等の数、参加研究者・大学等の研究能力の向上及び協力関係の強化により把握</p>	<p>【必要性】 ・「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（1999年7月世界科学会議：ユネスコと国際科学会議（ICSU）主催）</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
40	大学における国際開発協力を促進するための支援機能（サポート・センター）の充実・強化（拡充） （我が国の大学が国際援助機関のプロジェクトを受託）	「国際開発協力サポートセンター」における次の業務を推進 (1)大学における国際開発協力への参画体制の整備 ・援助機関の要人による大学経営層との懇談会の開催 (2)大学と援助機関等との関係構築及び海外向けPR ・我が国の大学の参画が有望な分野や、連携すべき途上国の大学、政府機関、NGO、コンサルを発掘し、先進国や国際援助機関のカウンターパートを含めた国別・分野別の協力ネットワークを構築 ・プロジェクト情報収集等に必要の援助機関との関係構築の支援 ・大学組織・大学教員に関するデータベースの充実、ネットワーク形成の活用等に運用 ・国際開発協力プロジェクト等の情報発信のためのホームページの整備 (3)大学における実務能力の強化 ・大学教員及び事務局職員を対象にプロジェクト実施に関する研修を実施 【平成16年度概算要求額】 78百万円 (平成15年度予算額：40百万円)	大学における実践的な教育、研究の実施 大学と国際援助機関等との契約（フェーズ） 大学による国際援助機関へのプロポーザル 大学関係者の開発援助コンサル関係研修受講 開発援助関係分野別ネットワークの構築 大学と国内援助機関等との契約（フェーズ） 各大学内の体制整備 大学データベースへの登録 大学による本事業への関心表明 【達成年度】 平成19年を目途に協力ネットワークを通じ事業受託のためのコンソーシアムを形成し大学が国際援助機関から事業を受託	これまでのサポート・センターにおける活動を通じ、既に250以上の大学等から参画への関心が示されているが、本事業により、国別・分野別の多様なニーズに対応した協力ネットワークの形成促進、日本の大学の人材やこれまでの実績に係るデータベースの充実とこれに基づく日本の大学のポテンシャルの積極的PR等我が国の大学と援助機関との関係構築の強化を支援することにより、これら大学等からの参画の関心を実際に援助機関のプロジェクト受託につなげていくことが可能と判断	推論	各大学への照会・回答、調査結果（DB構築を含む。）、各大学の関心度、ポテンシャル、体制整備状況を把握 各分野・各地域ごとの関係機関、キーパーソン、コンタクト先の把握や連絡、面識等の状況を関係者から聴取し、分野別ネットワーク構築のレベルを把握 研修やワークショップの内容、出席者数を把握 国内援助機関又は国際援助機関のプロジェクトへの関心表明、コンソーシアム形成、プロポーザル、入札及び受託の状況を調査	

(注) 「文部科学省事業評価書 - 平成16年度新規・拡充事業、継続事業及び平成14年度達成年度到来事業 - 」を基に当省が作成した。

【別 添 2】

政策評価審査表（事後評価関係）

（説 明）

本審査表は、公表された文部科学省の「事業評価書 - 平成16年度新規・拡充事業、継続事業及び平成14年度達成年度到来事業」を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄		把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事後評価関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	<p>全国生涯学習フェスティバル</p> <p>生涯学習の一層の振興</p>	<p>生涯学習に関するシンポジウム、フォーラム、講演等</p> <p>芸術、芸能、スポーツ、レクリエーション等の展示、公演、イベント等</p> <p>生涯学習見本市（全国の市町村や団体・企業等による展示）</p> <p>生涯学習体験広場（工芸等の体験教室、イベントステージ等）</p> <p>【平成16年度概算要求額】 123百万円</p> <p>【総額（平成元年度～）】 1,897百万円</p> <p>【事業実施期間】 平成元年度～47年度</p>	<p>生涯学習に関する各種イベント開催の増加</p> <p>学習成果を発表する機会の拡大</p> <p>生涯学習に関する民間活動組織の活性化等による地域の学習活動の充実</p> <p>【達成年度】 最終的な達成時期は平成47年度であるが、定期的に5年ごとに達成効果を図る。</p>	<p>フェスティバル開催後に提出される報告書等により、フェスティバルの内容・有効性等について検証</p>	<p>開催県におけるその後の生涯学習の機運の高まり、機会の充実に寄与</p> <p>（報告書における調査例） 「まなびピア石川2002に来場して生涯学習に興味があったか」という質問に対し、「非常に興味があった」、「少し興味があった」がアンケート回答者の84%を占めた。</p>		<p>全都道府県において生涯学習の効果的な実施、ノウハウの獲得等を万遍なく普及する観点から、今後とも継続していく。</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
2	<p>教育テレビ放送事業</p> <p>民間放送局の教育番組の充実向上 放送を通じて家庭教育の充実、青少年の健全育成</p> <p>本事業は、平成15年度で終了。16年度に、国民の現代的課題に幅広く応えること、放送に合わせコンテンツ化による利用機会の拡大を図ることを視点に見直し、新たに教育用コンテンツの活用・促進事業の中に位置づけた。</p>	<p>家庭教育放送番組「親の目子の目」(週1回)の企画、制作、放送「親子の人間関係」「家庭問題」等に関する調査研究等</p> <p>【平成16年度概算要求額】 概算要求なし(平成15年度予算額261百万円)</p> <p>【総額】 11,108百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和46年度～平成15年度</p>	<p>民間放送局(全国32テレビ放送局)の教育番組の充実向上と放送を通じて家庭教育の充実、青少年の健全育成に資する。</p> <p>【達成年度】 平成15年度</p>	<p>視聴者アンケート・関係団体への聞き取り調査・研究協議会・視聴率調査等により、番組の内容・有効性等について調査</p>	<p>(視聴者アンケート) 「番組について興味深かった」90.4% 「意義がある」83.8%と高く評価</p> <p>(視聴者アンケート) 家庭教育のためのテレビ番組が民間放送で放送されることについて、「良いと思うので一層の拡充を期待」74.9%</p>		<p>この事業で制作した番組は、視聴者アンケート・関係団体への聞き取り調査等から、番組の内容・事業の必要性については高い評価を得ている。改善点としては、「テーマを広げる」、「視聴機会の多角化」等が挙げられている。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
3	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等） 〔義務教育の円滑な実施〕	経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、学用品費等を援助する地方公共団体に対して、それに要する経費について補助 （参考） ・平成14年度における援助率（全児童生徒数に占める就学援助対象者の割合）は、要保護者は1.05%、準要保護者は9.73%となっている。 【平成16年度概算要求額】 7,145百万円（学用品費等） 【総額（平成11年度～15年度予算額の総計）】 37,269百万円 【事業実施期間】 昭和36年度～	児童生徒の就学を保障し経済的理由による長期欠席者数を抑えるなど、義務教育の円滑な実施を図る。 【達成年度】 平成20年度評価	経済的理由による長期欠席者の状況等を把握することにより、要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の効果を把握	経済的理由による長期欠席者は平成13年度において小学校174名、中学校342名（平成14年度学校基本調査）である。	【必要性】 憲法第26条 教育基本法第4条 学校教育法第25条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律	経済的理由による長期欠席者の割合が「把握した効果」欄に記述した割合に抑えられていることは、就学援助の効果を示しているものと考えられる。
4	私立高等学校産業教育施設整備費補助金 〔産業教育の円滑な振興〕	高等学校における産業教育のための実験実習施設・設備の整備に要する経費の一部を補助 【平成16年度概算要求額】 505百万円 【総額（平成11年度～15年度予算額の総計）】 3,050百万円 【事業実施期間】 昭和29年度～	学習指導要領の教育内容を全国的に確実に実施させるとともに、地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を推進 【達成年度】 平成20年度	産業教育振興法等において規定されている基準に基づいた事業に対して、措置した予算額の累計額において判断	総額（平成11年度～15年度予算額の総計） 3,050百万円	【必要性】 産業教育振興法15条及び19条 「第9次雇用対策基本計画」（平成11年8月閣議決定） 「科学技術基本計画」（平成13年3月）	平成15年度より実施された高等学校学習指導要領の教育内容を全国的に確実に実施させるとともに、地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を推進することが不可欠 産業教育に係る教育内容を円滑に実施するため、産業教育実験実習施設の整備に対する補助を今後とも実施していく必要がある。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
5	<p>教育内容改善等に関する若手教員等の海外派遣</p> <p>(教育研究機関において教育に携わる者の教育能力の向上)</p>	<p>諸外国において教育内容・授業方法の改善等に関する調査研究を行う者に対し、必要な旅費を支給</p> <p>【平成16年度概算要求額】 103百万円 【総額(昭和38年度～平成15年度)】 4,092百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和38年度～</p>	<p>海外の優れた教官等との交流により、優れた教授方法の取得</p> <p>【達成年度】 毎年度</p>	<p>派遣者すべてに報告書提出を義務づけ、当初計画が適切に履行されているかを確認 場合によっては、機関に対し更なる資料の提出を求める。</p>	<p>事業対象136機関から、毎年20名以上の者を派遣 派遣されている教員すべてにおいて、計画どおり履行されている。</p>		<p>引き続き、在外研究員として海外に派遣させ、その専攻する学問分野について調査研究することにより、教授・研究の能力等を向上させ、社会の多様な要請にこたえ、質の高い教育を提供するために、本事業は継続していかなければならない。</p>
6	<p>国民体育大会補助事業(地方スポーツ振興費補助)</p> <p>(我が国のスポーツの振興に寄与)</p>	<p>国民体育大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助</p> <p>【平成16年度概算要求額】 457百万円 【総額】 12,435百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和30年度～</p>	<p>競技力の向上 スポーツ施設の整備・充実 スポーツ組織の充実 地域の活性化</p> <p>【達成年度】 平成19年度 概ね5年をスパンに評価・検討を行う。</p>	<p>国民体育大会補助を含め、国民体育大会が果たしてきた意義と役割等については、財団法人日本体育協会が策定した「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」が効果測定の一資料 スポーツ施設の整備に関しては、文部科学省が実施している「体育・スポーツ施設現況調査」により把握 国民のスポーツに関する意識については、内閣府が行っている「体力・スポーツに関する世論調査」により把握</p>	<p>「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」において、我が国のスポーツの振興やスポーツの社会的地位の向上に大きく貢献してきたことなどが明確に示されている。 「体育・スポーツ施設現況調査」において、我が国の体育・スポーツ施設が着実に整備されてきたことが明らかである。 「体力・スポーツに関する世論調査」において、国民のスポーツに関する意識の高まりが認められる。</p>	<p>【必要性】 スポーツ振興法第6条</p>	<p>財団法人日本体育協会が策定した国体改革のまとめにおいて、国民体育大会をめぐる現在の課題と今後の方向性などが示されており、今後は、このまとめに掲げられた改善等を踏まえ、国民体育大会はもとより、国民体育大会補助を実施する。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
7	要保護及準要保護児童生徒 援助費補助金 〔義務教育の円滑な実施〕	経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、医療費及び学校給食費を援助する地方公共団体に対して、それに要する経費について補助 (参考) ・平成14年度における援助率(全児童生徒数に占める就学援助対象者の割合)は、要保護者は1.05%、準要保護者は9.73%となっている。 【平成16年度概算要求額】 7,461百万円 【総額(平成6年度~15年度)】 79,269百万円 【事業実施期間】 [医療費] 昭和33年度~ [学校給食費] 昭和31年度~	経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対して、就学を保障するとともに、経済的理由による長期欠席者数を減少させる。 【達成年度】 平成20年度評価	学校基本調査による「理由別長期欠席児童・生徒数」で長期欠席者の状況等を把握	平成14年度学校基本調査にとると、経済的理由による長期欠席者は平成13年度において小学校174名(総数の0.23%)、中学校342名(総数の0.23%)となっている。	【必要性】 教育基本法第4条 学校教育法第25条 学校保健法、学校給食法	総数に占める経済的理由による長期欠席者の割合が「把握した効果」欄に記述した割合に抑えられていることは、就学援助の効果を示しているものと考えられる。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
8	<p>アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復事業</p> <p>文化財建造物の保存修復等の交流を通じ、アジア・太平洋地域における歴史的建造物の保存に対する技術的な協力</p>	<p>相手国の文化財保存部局等の要請に基づき、我が国の文化財保存技術の専門家として文化財調査官等を派遣して相手国の歴史的建造物の共同調査や保存・修復について技術協力等を行うとともに、相手国の文化財行政関係者・技術者等を我が国に招聘して研修を行う。</p> <p>【平成16年度概算要求額】 7百万円 【総額】 88百万円</p> <p>【事業実施期間】 平成2年度～</p>	<p>相手国との歴史的建造物などの文化財保護に関する協力体制の確立 双方の文化財保護技術の向上 継続して各国2名の派遣及び招聘人数の確保 相手国における保存技術について、文化財建造物の保存計画策定からなる自立的の保存の実施</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>派遣人数及び招聘人数 実施状況及び相手国からの要請内容に対する「アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力委員会」における各分野専門家等による意見 事業終了時には報告書（和文・英文）を作成し、成果を公表</p>	<p>事業開始後に相手国において新たなワークショップ・セミナー等開催される例もある。 「アジア・太平洋地域文化財建造物保存修復協力委員会」における事業評価において、人材育成については着実に成果を上げていると指摘</p>	<p>修理技術者の人材育成を長期的視点で行う必要性から、相手国より一定期間継続の要請があり事業継続する必要がある。</p>	
9	<p>国語問題研究協議会</p> <p>国民の国語に対する関心を高めるとともに、国語施策の充実</p>	<p>我が国の国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方策等について研究協議。全国2カ所（西日本及び東日本）で、開催県教育委員会・開催市教育委員会及び会場となる大学等の共催により開催</p> <p>【平成16年度概算要求額】 6百万円 【総額】 44百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和43年度～</p>	<p>国民の国語に対する関心を高めるだけでなく、近年問題となっている言葉の乱れや分かりにくいカタカナ言葉など、国語に関する問題点の把握や改善方策の検討など、国語施策の充実</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>各教育委員会等又は参加者に対するアンケート調査の実施</p>	<p>参加者が各地域や学校において本事業の内容を研究紀要などにより発表することにより、全職員などへ周知を行ったり、授業の中で本事業でのテーマを取り上げるなど波及効果が見られる。</p>	<p>国語に関する情報の収集や伝達を行い、国語施策の充実に資するため継続する必要がある。</p>	

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
10	<p>アジア諸国等派遣留学生制度</p> <p>（アジア諸国等地域研究専門家の養成 我が国と派遣先諸国との相互理解と友好親善の促進）</p> <p>本制度はこの新派遣制度に吸収される形で廃止する。</p>	<p>アジア、大洋州及び中近東の諸国に留学生を派遣 (対象人数：年間17人)</p> <p>【平成16年度概算要求額】 概算要求なし 【総額(過去5年間)】 240百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和43年度～</p>	<p>地域研究専門家の養成 アジア等諸国との相互理解と友好親善の促進</p> <p>【達成年度】 平成21年度以降</p>	<p>過去の派遣留学生の現職調査を実施し、派遣留学生の帰国後の就業状況を把握し、本制度の効果を検証</p>	<p>昭和43年の開始以来約380名が派遣され、まだ帰国していない平成13～15年度の派遣者を除いた326名中244名が地域研究専門家として従事している。</p>		<p>本制度は制度開始以来、その目的である地域研究家の養成に寄与してきたが、平成16年度概算要求では、我が国の国際競争力の維持や国際貢献等、グローバル化する社会に対応できる人材を育成するため、日本人学生等を海外に留学させる制度を新規に要求している。</p>
11	<p>日米教育交流計画(フルブライト計画)分担金</p> <p>（研究・教育活動を通じて日米両国民の相互理解を一層促進）</p>	<p>日本人学生・研究者等を米国の大学等に派遣 米国人学生・研究者等を日本の大学等に受入</p> <p>【平成16年度概算要求額】 363百万円 【総額】 7,885百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和54年度～</p>	<p>将来、社会の各界で指導的な役割を果たすことが期待されとりわけ優秀な学生や若手研究者を相互に派遣することにより、国際的な視野をもって日米両国の相互理解促進に貢献できる有能なリーダーを養成する。</p> <p>【達成年度】 平成20年度</p>	<p>元フルブライト留学生の活動状況調査(役職などの社会的地位、各賞の受賞、主要誌への論文掲載、著作物など)を実施し、本事業によってどの程度各界の指導者が育成されているかという効果を評価 本事業による留学経験者へのアンケート調査を実施し、本事業が参加者の人間形成にどのように役立っているか等を評価</p>	<p>これまでに各界に送り出したリーダーの数は、国会議員14人、主要企業役員26人、中央省庁等幹部11人、大学長98人、ノーベル賞受賞者2人など リーダーとなっている者の例：利根川進(ノーベル医学生理学賞受賞者)、小柴昌俊(ノーベル物理学賞受賞者)、明石康(元国連事務次長)、橋本徹(元富士銀行会長)、丹下健三(建築家)</p>	<p>【必要性】 「教育交流計画に関する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」第8条第2項</p>	<p>各界のリーダーを養成すること等により、これまで日米間の相互理解に大きく貢献してきた。今後も日米両政府が関与するとりわけ質の高い人物交流事業として継続していく必要がある。</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
12	電子政府構築計画に基づく電子政府の推進 国民の利便性・サービスの向上 IT化に対応した業務改革	電子政府構築計画に基づく電子政府の推進 ・文部科学省内の情報基盤(LAN、パソコン、電子計算機等)整備充実 ・省内情報のデータベース化、共有化 ・業務・システムの最適化 ・行政情報化推進体制の強化 【平成16年度概算要求額】 1,938百万円 【総額(平成10年度～15年度合計予算額)】 7,491百万円 【事業実施期間】 昭和42年度～	国民の利便性・サービスの向上 ・必要性の乏しい手続の原則廃止、申請・届出等の頻度軽減、添付書類の省略などによる手続の簡素化・合理化 ・ノンストップ・ワンストップサービスの拡大 IT化に対応した業務改革 ・官房基幹業務、個別業務、システム(レガシーシステムを含む。)の見直し等により、予算効率の高い簡素な政府の実現	電子政府構築計画に基づき進捗状況を把握、分析、評価 レガシーシステムの見直しにあたってはレガシーシステム刷新可能性調査を行い、使用者(文部科学省)及び利用者(国民)の利便性を下げずにトータルコストを下げることが可能か検討 オンライン申請システムの利用状況	文部科学省における1,962の申請・届出手続きについて、平成15年度までにすべての手続きのシステム化を達成する予定 省内の業務・システムについて、既に「業務・システム体系一覧」の作成作業に着手	【必要性】 「電子政府構築計画」(平成15年7月CIO連絡会議決定)	文部科学省における1,962の申請・届出手続きについて、平成15年度までにすべての手続きのシステム化を達成する予定であり、また、省内の業務・システムについて、既に「業務・システム体系一覧」の作成作業に着手していることから本事業の達成は可能と考える。
13	長期社会体験研修 「開かれた学校」に向け、学校と地域社会との連携のため、教員に対し、社会の構成員としての視野の拡大	概ね1ヶ月から1年程度の長期にわたり民間企業、社会教育施設、社会福祉施設等学校以外の施設等に、教員を派遣して行う「長期社会体験研修」の実施についての補助を行う事業 【平成16年度概算要求額】 46百万円 【総額(平成13年度～15年度の予算額の総額)】 244百万円 【事業実施期間】 平成13年度～	実施県市数及び派遣教員数の大幅な拡大 平成14年度中に、全国59の全ての都道府県・指定都市において長期社会体験研修を実施	長期社会体験研修の実施都道府県数・指定都市数 派遣教員数	平成14年度(計画段階)における長期社会体験研修の実施都道府県数・指定都市数は12年度の49から6増加し、55(93%)との結果が得られた。また、派遣教員数についても、12年度の956人から1,273人と大幅な増加となった。 ほぼすべての都道府県・指定都市において、長期社会体験研修が実施 学校と地域社会との連携促進に役立つものと考えられ、上位目標である「信頼される学校づくり」に寄与		全国59の都道府県・指定都市すべてにおける長期社会体験研修の実施としていた平成14年度中の目標は、ほぼ達成された。 未実施の4都道府県・指定都市については、参加希望者がいなかったこと、また長期ではなく短期間の研修であった等の理由により該当なしとなった。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
14	法科大学院制度のスタートアップ 法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設置し、平成16年4月に学生受入れをするための制度の構築	教育内容・方法及び入学者選抜の実施方法等について調査研究を実施 【平成16年度概算要求額】 概算要求なし (平成15年度予算なし) 【総額】 195百万円 【事業実施期間】 平成14年度	法科大学院の教育内容・方法、評価に関する基準等の策定に反映 法科大学院の入学者選抜に関する基準等の策定及び15年度実施に反映	法科大学院設立準備会の基準等の検討結果	基準の策定等に係る作業を円滑にし、制度の構築に資するなど平成16年度4月の学生受入れの実現に向けて寄与 法科大学院の設置予定大学に対して、設置準備を行うための参考の一つとして大きな役割を果たした。 法科大学院適正試験等の入学者選抜については、現在、法科大学院設立準備会を中心に、実施機関・実施方法・実施に係る基準等についての検討を進めているところであり、それらの検討にあたっての参考として、一定の役割を果たした。		法科大学院に係る基準等については、平成14年度に策定したことから、本調査研究はその役割を果たしたことになる。 法科大学院の適正試験については、平成15年度に2機関で実施されることとなっているが、各法科大学院の設置が認可された後、個別試験が実施されることとなっており、今後とも引き続き法科大学院の入学者選抜の実施に向けて、より具体的な検討を行っていくこととしている。
15	世界的研究教育拠点形成のための重点的支援 - 21世紀COEプログラム - 世界最高水準の大学づくりを推進	国公立大学を通じて、学問分野別に大学からの申請を受け、第三者評価を行い、主として研究面でポテンシャルの高い研究教育拠点(大学院博士課程レベル)に重点支援を実施 【平成16年度概算要求額】 41,746百万円 【総額(平成14年度～15年度)】 51,583百万円 【事業実施期間】 平成14年度～18年度	第三者評価に基づく競争原理の導入により、世界的な研究教育拠点の形成	各大学からの申請件数	「大学の構造改革」を進める上で、本プログラムは非常に大きな影響を与えている。具体的には、各大学において、学長によるマネジメント体制の下、全学的視野に立って戦略的な研究教育体制の構築に取り組む契機となっている。 国公立大学を通じた大学間の競争的環境の一層の醸成等により、大学全体の活性化に役立っている。 採択されなかった拠点(大学)においても、次年度にむけた検討の活性化の動きが見られる。 これらは、平成15年度の申請件数の増加に顕著に現れている。		第三者評価に基づく競争原理により、世界的な研究教育拠点の形成を目指すプログラムの導入により、「大学の構造改革」は着実に進んでいる。本プログラムの2年間の事業の進捗についても、確実に施策を実行しており、想定どおりの効果が得られている。3年目以降の事業の進め方については、これまでの施策効果を十分に考慮し、積極的な対応が求められている。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
16	<p>育英奨学事業</p> <p>（学生が経済的な面で心配することなく安心して学べるようにすること。）</p> <p>平成16年度には、日本育英会を廃止して、独立行政法人日本学生支援機構に奨学金事業を移行。</p>	<p>優れた学生及び生徒であって、経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与</p> <p>平成14年度は、当初予算で無利子・有利子合わせて奨学金の充実を図るとともに、有利子奨学金希望数の増加を踏まえた補正予算を措置</p> <p>【平成16年度概算要求額】 684,238百万円 【総額】 6,122,810百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和18年度～</p>	<p>教育を受ける意欲と能力のある者には確実にこれを受けられるよう奨学金の充実を図る。</p>	<p>貸与人員 貸与総額</p>	<p>事業開始以来、60年間で約676万人の学生・生徒に対して、約5兆5,438億円の奨学金の貸与</p> <p>平成14年度は、79万2千人の学生・生徒に対して、522,512百万円の奨学金を貸与しており、前年度に比べて、貸与人員は4万人増員し、貸与総額は42,809百万円増額しており、教育を受ける意欲と能力のある者で、奨学金を希望する学生をより多く採用することができた。</p>	<p>【必要性】 日本育英会法</p>	<p>平成16年度には、日本育英会を廃止して、独立行政法人日本学生支援機構に奨学金事業を移行。この新法人においても、無利子・有利子の奨学金事業を充実し、継続する必要がある。</p>
17	<p>私立大学における学術研究の高度化の推進（私立大学学術研究高度化推進事業）</p> <p>（我が国高等教育機関の大部分を占める私立大学における研究基盤の整備及び研究機能の高度化）</p>	<p>私立大学が行う優れた研究プロジェクトに対し、研究施設、設備等の整備費及び研究費について総合的に補助</p> <p>【平成16年度概算要求額】 21,615百万円 【総額】 81,360百万円</p> <p>【事業実施期間】 平成8年度～</p>	<p>本事業により、先端的な研究・人材養成基盤を整備</p> <p>具体的には、産学連携による共同研究を含め、研究活動が活性化し、優れた研究成果を生み出し得る環境を整備</p> <p>教育研究水準の一層の向上が図られることにより、その人材養成機能が高まり、知の源泉としての若手研究者等の養成を促進</p> <p>科学技術基本計画に対応した研究施設・設備を整備</p>	<p>研究施設の面積 RA（リサーチ・アシスタント：研究助手）、PD（ポスト・ドクター：博士課程修了者）の採用人数</p> <p>大学院教員数に対する科学研究費補助金の採択件数の割合</p>	<p>平成14年度までに研究施設の面積が平成7年度と比して約32万㎡の増となるなど研究施設の整備が進み、研究基盤の整備に貢献</p> <p>RA、PDの採用人数が増加するなど、研究活動が活性化</p> <p>大学院教員数に対する科学研究費補助金の採択件数の割合が増加するなど、研究機能の高度化に貢献</p>		<p>本事業により、研究施設の整備が進むなど、着実に想定どおりの効果が得られた。</p> <p>特に、平成14年度においては、本事業の中に「産学連携協力事業」を創設し、産学連携研究を強力に支援する体制が整ったところ。</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
18	<p>史跡等公有化助成</p> <p>史跡等の保存のため公有化を促進し、文化財の適切な保存、管理、整備と次世代への継承 公有化後は史跡等の整備を図り、地域の経済の活性化、地域振興としてのまちづくり</p>	<p>史跡等の保存のため行われる地方公共団体による土地の買い上げに対する補助 公有化後、史跡等を整備</p> <p>【平成16年度概算要求額】 15,439百万円 【総額（平成11年度からの予算額総額）】 75,577百万円</p> <p>【事業実施期間】 昭和32年度～</p>	<p>公有化した土地については順次、保全及び史跡公園として活用 (平成14年度において279件の事業を行い、約80haを公有化)</p>	<p>事業数、公有化面積</p>	<p>公有化後の地方公共団体における史跡等の保存・整備が図られ、史跡公園として公開・活用されることにより、地元以外からも見学者が訪れる等更なる史跡の保存活用の充実が図られた。 (平成14年度において228件の事業を行い、約80haを公有化)</p>		<p>事業計画と実際に行われた事業数の間には51件の乖離があった。これは開発等による各史跡の保存に係る公有化の重要度・緊急性といった史跡等の状況を勘案し、予算額内での実施が可能である事業を決定したことによる。</p> <p>公有化を図ったことにより、当該目標である、文化財の適切な保存、管理、整備と次世代への継承及び史跡公園の公開などによる地域の活性化、地域振興に寄与することとなり、当初想定された効果を達成</p>

(注) 「文部科学省事業評価書 - 平成16年度新規・拡充事業、継続事業及び平成14年度達成年度到来事業 - 」を基に当省が作成した。